

広島沿岸海岸保全基本計画の変更（案）について

1 要旨・目的

広島沿岸海岸保全基本計画の変更に向けて、学識経験者、関係行政機関で構成する「広島沿岸海岸保全基本計画変更検討委員会（第2回）」を開催したので、開催結果及び変更案について報告する。

2 現状・背景

- 広島沿岸海岸保全基本計画は、海岸法に基づき、国が定める基本方針を踏まえ、県沿岸において「海岸の保全に関する基本的な事項」や「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」等を定めたものであり、4所管（農地、河川、漁港、港湾）、計428地区海岸における護岸等計画高さ等を位置付けている。
- 国の基本方針において「気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、所要の安全を適切に確保する防護水準を定めること」とされたことを受け、本県においても気候変動の影響を考慮した護岸等計画高さの見直しを行う。なお、国からは今回の見直しについて、令和7年度末を目処に行うよう求められている。
- 見直しにあたっては、「広島沿岸海岸保全基本計画変更検討委員会」を立ち上げ、第1回委員会を令和7年9月に開催し、変更方針について検討している。

3 広島沿岸海岸保全基本計画変更検討委員会（第2回）の概要

(1) 実施主体

広島県

(2) 開催時期

令和7年12月23日（火）15：00～

(3) 場所

TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅北口

(4) 実施内容

ア 議事

- (ア) 広島沿岸海岸保全基本計画の変更案について
- (イ) 今後のスケジュールについて

イ 主な意見

変更案について、書きぶりに関する意見はあったものの、事務局の示す方針についての特段の異議はなかった。

ウ 委員

別紙のとおり

（福井委員は当日欠席のため、個別に意見聴取を実施した。）

エ その他

- (ア) 検討委員会の議事概要は、県ホームページにおいて公開する。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/kaiganpubcomme2609.html>

(イ) 開催状況



検討委員会の開催状況

4 広島沿岸海岸保全基本計画の変更案の概要

(1) 計画期間

(2) 海岸の保全に関する基本的な事項

ア 海岸の防護に関する事項

- 想定する気候変動のシナリオは、平均気温が産業革命前から 21 世紀末にかけて 2℃程度上昇するものとし、21 世紀末における海面水位の上昇量や台風の強大化に伴う潮位偏差や波浪の増大量を考慮する。
 - 広島港域以外における防護水準は、既往最高潮位に 21 世紀末の気候変動を考慮した海面水位及び台風による影響を加えた高さとする。
 - 海岸侵食への対応については、気候変動による影響を注視しつつ、必要に応じて現状の汀線の保全や回復を図る。
- ※ 広島港域における防護水準は、現行計画高の方が既往最高潮位に 21 世紀末の気候変動を考慮した海面水位及び台風による影響を加えた高さより高いことを踏まえ、今回の変更においては見直しを行わない。(広島港域の現行計画高は、日本の他地域に来襲した最大規模の台風（伊勢湾台風規模）が危険なコース（ルース台風経路）で広島に来襲した場合の想定最高潮位を基に設定している。)

イ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

- 気候変動による海面水位の上昇等により、海浜等の利用に支障が生じる可能性があるため、気候変動の影響を注視しつつ、施設の適正な維持管理に努める。

(3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- 変更案における広島港域以外の護岸等計画高さの上昇量は40~70cmとなる。また、海岸保全施設の新設または改良が必要な区間の延長は県内全体で約490kmとなる。

・護岸等計画高さの上昇量の状況

計画高さの 上昇量	地区海岸数	要整備 地区海岸数	新規要整備 地区海岸数
±0cm	21	13	0
+40cm	80	42	13
+50cm	267	197	39
+60cm	58	47	9
+70cm	2	2	0
合計	428	301	61

※±0cmの21地区海岸は広島港域

・要整備延長の状況

ゾーン区分	地区海岸延長 (km)	要整備延長 (km)	【参考】 H26計画改訂時の 要整備延長 (km)
宮島・大竹	44.3	29.4	13.4
広島	79.7	37.6	56.1
江田島・能美島	94.9	45.7	17.6
呉・倉橋島・上蒲刈島	258.0	123.3	97.5
竹原・大崎上島	121.2	66.6	38.7
尾道・因島	223.8	142.2	70.4
福山・内海	64.8	42.9	22.3
合計	886.7	487.7	316.0

(4) 根拠法令

海岸法第2条の3

5 今後のスケジュール

現在、変更案について、関係市町への意見照会やパブリックコメントを実施しており、その結果を踏まえ、令和8年3月を目処に変更計画を策定・公表する。

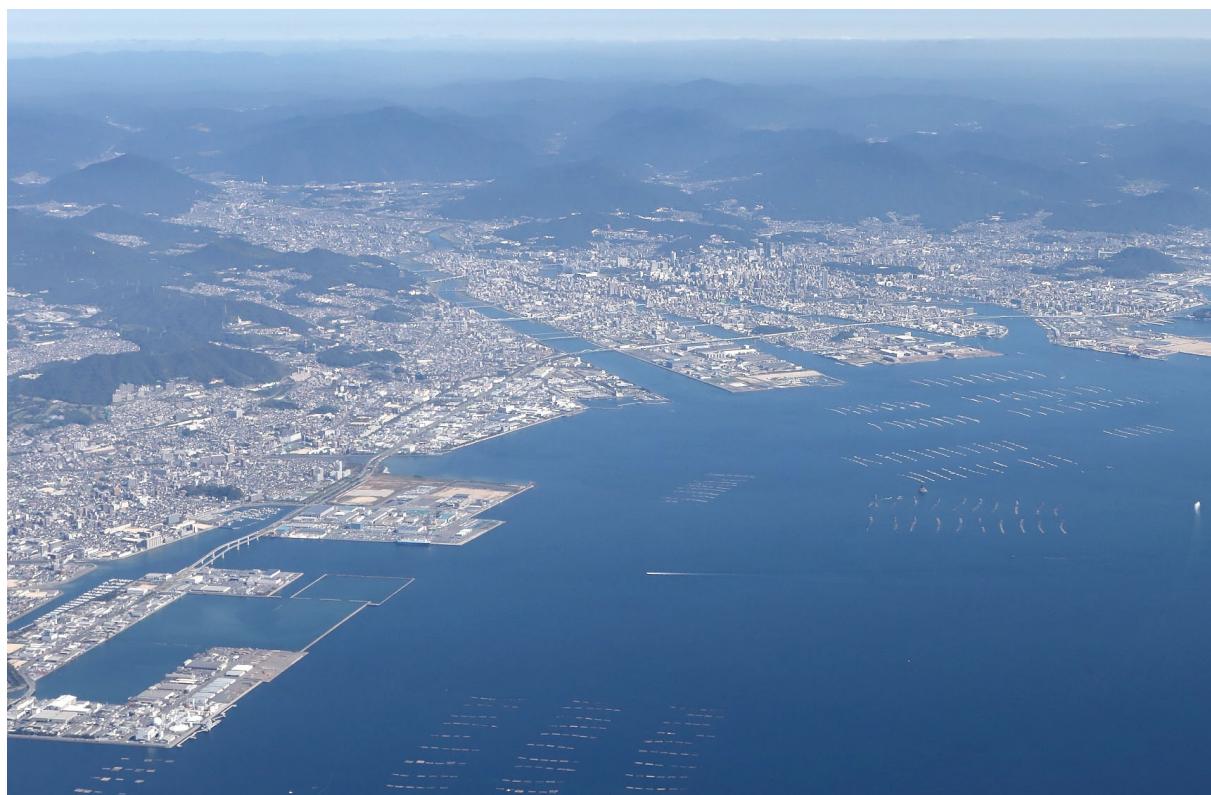
広島沿岸海岸保全基本計画変更検討委員会 名簿

(順不同)

氏名	所属	備考
日比野 忠史 ひびの ただし	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授	
黒岩 正光 くろいわ まさみつ	鳥取大学工学部社会システム土木系学科 教授	
福井 信氣 ふくい のぶき	名古屋工業大学工学部社会工学科 助教	
新村 貴史 にいむら たかし	広島県土木建築局 空港港湾担当部長	関係行政機関
小笠原 徹也 おがさはら てつや	呉市産業部 部長	関係行政機関

広島沿岸海岸保全基本計画 (変更案)

～ 自然にやさしく、くらしを守る、
みんなが楽しいひろしまの海辺づくり ～



広 島 県

目 次

はじめに

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本的な事項

1 . 海岸の現況に関する事項	1
1 - 1 海岸の概要	1
1 - 2 自然的特性	3
1 - 3 社会的特性	5
1 - 4 海岸の課題	8
1 - 4 - 1 防護に係る課題	8
1 - 4 - 2 環境の整備及び保全に係る課題	9
1 - 4 - 3 公衆の適正な利用に係る課題	10
1 - 4 - 4 海岸全体に係る課題	11
2 . 海岸の保全の方向に関する事項	12
2 - 1 広島沿岸の長期的な在り方	12
2 - 1 - 1 基本理念	12
2 - 1 - 2 基本目標	14
2 - 2 海岸の防護に関する事項	16
2 - 2 - 1 海岸の防護の目標	16
2 - 2 - 2 海岸の防護の施策	20
2 - 3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	24
2 - 3 - 1 海岸環境の整備及び保全の目標	24
2 - 3 - 2 海岸環境の整備及び保全の施策	25
2 - 4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	27
2 - 4 - 1 海岸における公衆の適正な利用の目標	27
2 - 4 - 2 海岸における公衆の適正な利用の施策	28
2 - 5 海岸の保全に関するその他の事項	31
2 - 6 広島沿岸の海岸保全の方向性	32

第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 36

1 . 施設整備の方向性	37
1 - 1 広島沿岸の地域区分	37
1 - 2 整備の方向性	72
2 . 施設整備に関する基本的な事項の詳細	88

第Ⅲ章 今後の取り組み方針 144

参考資料

用語集	(1)
整備水準の設定にあたっての適用潮位表	(4)
施設の整備水準（高潮整備水準と津波整備水準）	(5)
気候変動を踏まえた将来の海岸外力について	(22)

表紙写真：広島県広島市(広島港域の海岸)

はじめに

瀬戸内海のほぼ中央に位置している広島県では、大小幾多の島々が点在していることから、海岸延長も非常に長く約 1,129km にも及びます。瀬戸内海国立公園に指定されている地域も多く、多島美や白砂青松に代表されるように風光明媚な海岸線が続いています。

また、瀬戸内海の地形的特性から潮汐の干満差が 3~4m と非常に大きいことが特徴です。そのため干潟が多く分布しており、生物の貴重な生息域となっているとともに、潮干狩り等を楽しむ人々も多くみられます。夏場には、海水浴や海洋性レジャー等の利用でも賑わいます。

一方で、台風の通過コースにあたることも多く、満潮時と重なり甚大な被害を受けることも少なくありません。県下沿岸部は、平成 3 年に台風 19 号で大きな被害を受けるなど、高潮による浸水は数年に 1 度の頻度で発生しています。

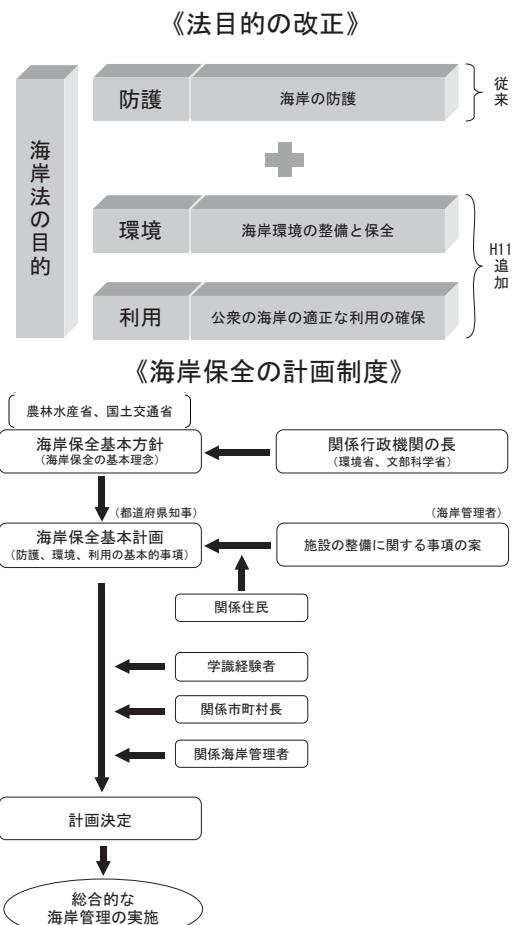
このため、本県では、県民の生命・財産を守るため高潮対策事業に力をいれています。

平成 11 年には海岸法が改正され、その目的として、従来の「海岸の防護」に「海岸環境の整備と保全」と「公衆の海岸の適正な利用の確保」が加えられました。

広島県では国の定めた海岸保全基本方針に従い、地域の意向等を反映させた「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成 14 年に策定し、総合的な海岸の保全を計画的に推進してきました。平成 26 年には平成 16 年の台風 16 号、18 号による甚大な高潮被害を踏まえ、本県における既往最大規模の台風被害への再発防止や平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震の発生を受け、広島沿岸においても発生が想定されている南海トラフや瀬戸内海域の活断層等を震源とする地震及び津波に対して、適切な対応を講じるため、同計画を改訂しました。

近年、気候変動による世界の海平面が上昇し続ける可能性などが報告され、令和 2 年 7 月に国による「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言において、過去のデータに基づきつつ気候変動の影響を明示的に考慮した海岸保全の必要性が示されました。同提言を踏まえ同年 11 月に海岸保全基本方針が変更され、気候変動による外力の長期変化量を適切に推算し、所要の安全を確保する防護水準を定めることとされています。このような背景を踏まえ、本計画は、気候変動の影響を考慮した適切な防護水準を設定し、将来の高潮や津波に対する安全を確保することを目的として令和 8 年〇月に変更を行ったものです。

変更後の本計画に基づいて、「自然にやさしく、くらしを守る、みんなが楽しいひろしまの海辺づくり」を基本理念とし、美しく豊かな海岸を次世代に継承するために、住民との合意形成を図りながら、地域と一体となって、防護・環境・利用の調和のとれた広島らしい海岸づくりをめざします。





広島沿岸海岸保全基本計画の対象範囲及び関連計画との整合性の確保等

海岸保全基本計画の対象区域は、海岸保全区域に要指定区域を加えた要保全海岸区域と一般公共海岸区域としており、要保全海岸区域を海岸保全施設の整備に関する対象とし、要保全海岸区域と一般公共海岸区域を海岸の管理に関する対象とした。

☆ 計画対象とする海岸： 広島沿岸のうちの要保全海岸区域及び一般公共海岸区域

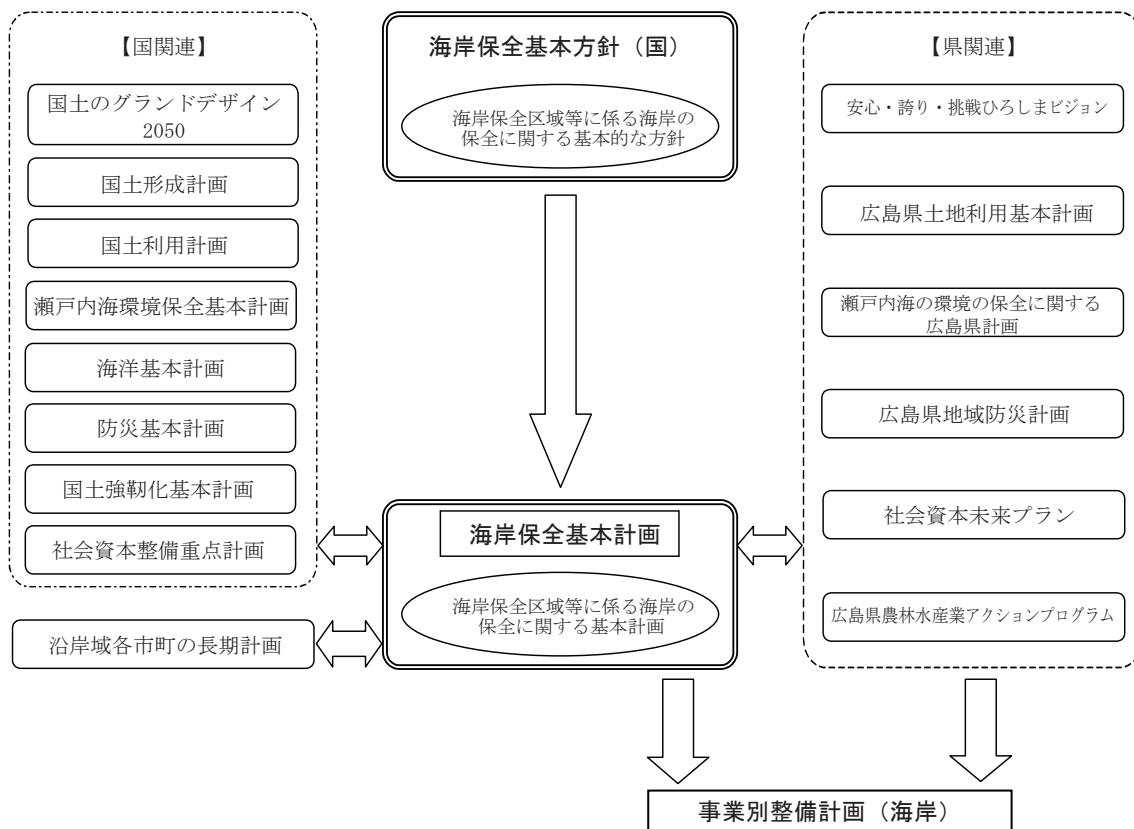
広島沿岸海岸保全基本計画の対象範囲				施設整備	海岸管理
対象区域	要保全海岸区域	海岸保全区域	海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域	○	○
		要指定区域	都道府県知事が今後5年以内程度の間に新たに海岸保全区域を指定し、海岸の保全をしたいとしている区域		
一般公共海岸区域		公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域 〔公共海岸〕 国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地(他の法令により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除く)及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面		—	○
対象外	その他の海岸	港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外の法令で管理されている海岸、民有地のうち海岸保全区域以外の海岸及び一般公共海岸区域以外の海岸		—	—

☆ 本計画における「利用」の対象

本計画の「海岸利用」については、祭りや伝統行事、レジャー・スポーツ、体験活動・学習活動等の「公衆の適正な利用」に関する事項を定めることになっており、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外である。

☆ 関連計画との整合性の確保

国や県の関連計画の中で、海岸が関係する事項等をふまえ、本計画を策定する。



海岸保全基本計画と主な関連計画

☆ 他事業との連携と調整

海岸環境や公衆の適正な利用に影響を及ぼす恐れのある範囲で、海岸事業以外の事業が実施される場合には、本計画で定められている事項が配慮されるよう、事業者との連携と調整に努める。

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況に関する事項

1－1 海岸の概要

- ☆ 山口県境から岡山県境までの約 1,129km にまたがる広島沿岸は、大小幾多の島々が点在する瀬戸内海に面しており、古くから「多島美」や「白砂青松」に代表されるように、風光明媚な海岸線が続いている。気候は温暖で、波は比較的穏やかな自然条件に恵まれた海岸である。
- ☆ 背後には中国山地を控え、平野が少なく、瀬戸内海へ注ぐ河川の河口部に市街地は形成されている。また、海岸線は屈曲に富み、浅海干潟があり、古くからかき・のりの養殖が盛んに営まれてきた。
- ☆ 近年の産業の活発化に伴い、工場立地等のため海岸線の埋め立てが進み、美しい自然海岸は少しづつ減少してきている。

- ☆ 広島沿岸域の市町（10 市 3 町）
大竹市、廿日市市、広島市、海田町、坂町、江田島市、
呉市、東広島市、竹原市、大崎上島町、三原市、尾道市、福山市

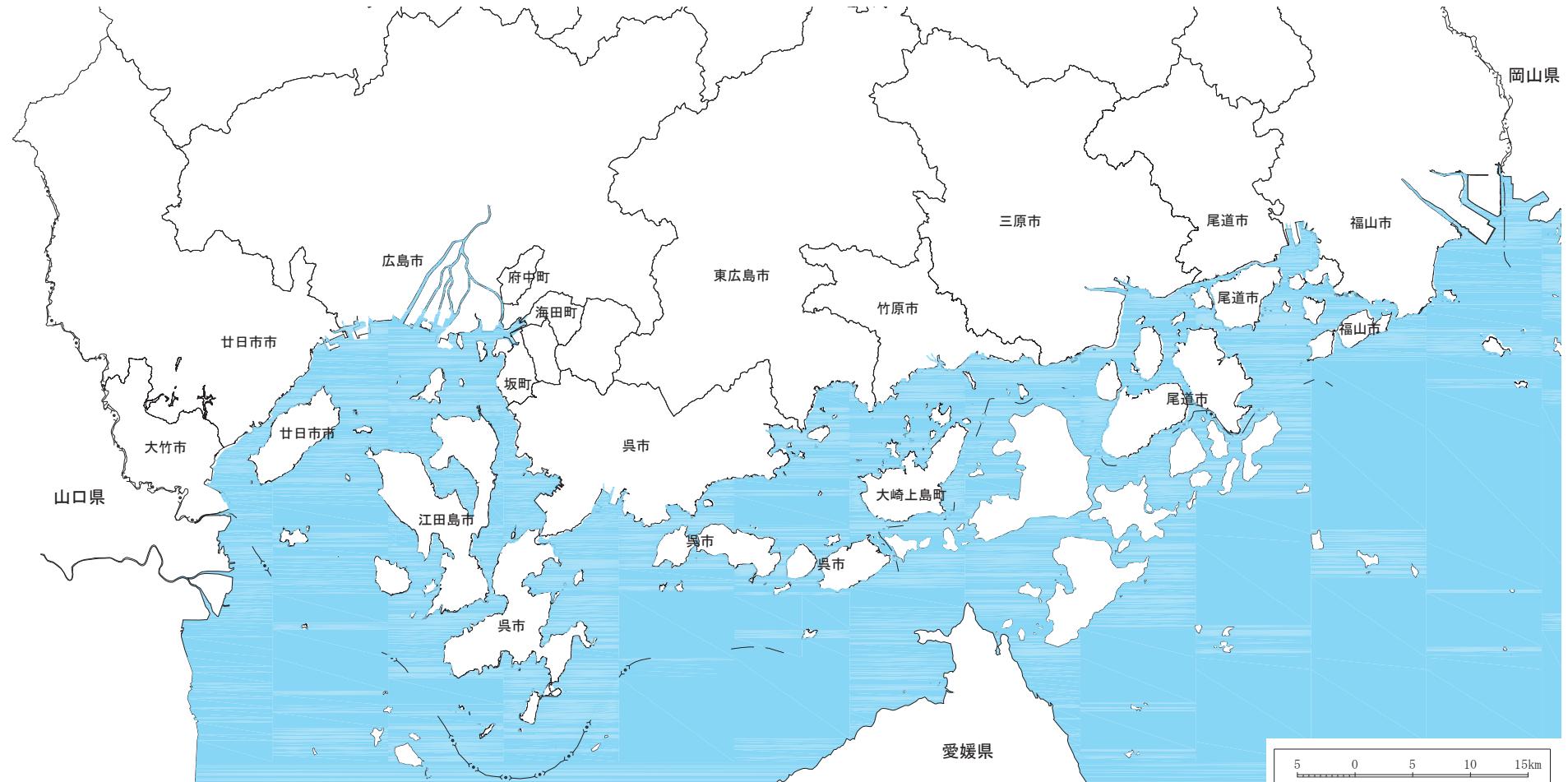


図 I-1-1 広島沿岸域の市町

1－2 自然的特性

気象

- ☆ 広島沿岸域の気象は、年間を通じて晴天が多く、降水量も年間1,500～2,000mmと全国平均並みである。月別降水量は夏季に少なくなっており、年間降水量を地域的にみると、西部から東部に向かうに従い少なくなっている。
- ☆ 年間平均気温は17°C前後と温暖であり、年間日照時間も2,000時間を超えている。

出典：広島地方気象台 広島県の気象 2024年(令和6年)年報

地形・地質

- ☆ 広島県の地形は、一般に山地が多く、瀬戸内海に面する県南部に小規模の平野を有し、また数多くの島々がある。
- ☆ 広島湾から安芸灘、備後灘に面する沿岸や島嶼部は、全般に海岸低地は狭いが、呉、尾道など良港に恵まれたところもある。
- ☆ 広島市、福山市、三原市、竹原市、大竹市等の都市ではデルタが発達しており、中でも広島市の太田川下流域周辺と福山市の芦田川下流域周辺は、広い平野を形成している。
- ☆ 地質は、花崗岩類と流紋岩類の分布が主に多く、概して花崗岩類の風化が進んでいる。

出典：経済産業省 土地分類図(地形分類図・表層地質図)

水質・底質

- ☆ 令和6年度において、環境基準の類型¹⁾が指定されている15水域のうち、海域の有機汚濁の代表的指標であるCOD²⁾の環境基準が達成されているのは、大竹港(2)、呉地先海域(1)、呉地先海域(2)、安芸津・安浦地先海域および燧灘北西部である。
- ☆ 富栄養化の程度を表す指標となる全窒素³⁾、全燐³⁾については、9水域で類型が指定されている。令和6年度において、全燐は全水域で環境基準を達成しているが、全窒素は箕島町地先海域で達成されていない。
- ☆ 海域底質⁴⁾は、広島湾が特に有機汚染の程度が高く、令和5年度においては、湾奥部でCODが45mg/gを超える海域も一部みられる。

出典：令和6年度 広島県環境データ集

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

希少生物

- ☆ 三原市幸崎町有竜島の特定地域が「ナメクジウオ生息地」、呉市豊浜町の斎島、大崎下島、尾久比島の特定地域が「アビ渡来群游海面」及び竹原市竹原町阿波島の特定地域が「スナメリクジラ廻游海面」として、国の天然記念物に指定されている。
- ☆ 広島沿岸域には、希少種である「カブトガニ」、「スナガニ」、「ハクセンシオマネキ」が生息している。

藻場・干潟

- ☆ 広島沿岸域における令和4～5年度の藻場⁵⁾の分布状況は、2,563haであり、海域別にみると、特に県中央部海域の燧灘が多い。
- ☆ 広島沿岸域は、瀬戸内海の地形的特性から潮汐の干満差が3～4mと非常に大きいことから干潟⁶⁾が多く分布しており、令和4～5年度において、925haである。海域別にみると、藻場と同様に、特に県中央部海域の燧灘に多く分布している。

出典：環境省 令和4～5年度 瀬戸内海における藻場・干潟の分布状況調査結果（令和4～5年度）

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

景観

- ☆ 広島沿岸域の主な山や島、広島港湾の一部と呉港湾を除く県内の海域は、瀬戸内海国立公園（10,685ha）に指定されており、学術的に貴重な動植物が生息・分布する自然環境、優れた景観や歴史的風土を形成している。
- ☆ 広島県は「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」（平成3年3月14日 条例第4号）を制定し、県土の景観形成上特に必要と認められる地域を景観指定地域としており、広島沿岸域では「宮島・大野」、「新広島空港周辺」、「西中国山地国定公園周辺」、「西瀬戸自動車道」、「安芸灘架橋」の5地域が指定されている。

1－3 社会的特性

人口・世帯数等

- ☆ 広島沿岸域における令和2年の人口は、約253万人（広島県全体の約90%）、世帯数は約113万世帯（同91%）、人口密度は628人/km²（広島県全体では330人/km²）となっており、沿岸域へ人口が集中している。また、人口は平成10年頃をピークに減少が続いている。

出典：広島県 第69回広島県統計年鑑（令和6年版）

産業

- ☆ 広島沿岸域における令和2年の産業別就業者の総数は約129万人で、広島県全体の約90%を占めている。産業別にみると、第3次産業が約93万人（広島沿岸域全体の約72%）と最も多く、次いで第2次産業の約34万人（同26%）、第1次産業の約3万人（同2%）となっている。
- ☆ 令和5年の事業所数は5,024所（広島県全体の約86%）、従業者数は178,454人（同83%）、製造品出荷額等は約926,206千円（同87%）となっている。

出典：広島県 第69回広島県統計年鑑（令和6年版）

漁業

- ☆ 広島県における令和5年の総経営体数は1,945経営体で、「釣」が628経営体（総経営体数の約32%）と最も多く、次いで「刺網」の292経営体（同15%）、「底びき網」の196経営体（同10%）、「海面養殖」320経営体（同16%）となっている。市町別にみると、呉市が634経営体と最も多く、次いで広島市、福山市の順となっている。

出典：農林水産省 2023年漁業センサス

農業

- ☆ 広島沿岸域における令和2年の総農家数は28,551戸で、広島県全体の約63%を占め、そのうちの37%にあたる10,423戸が販売農家である。

出典：2020年農林業センサス結果報告—農林業経営体調査—

港湾・漁港

- ☆ 広島沿岸域には「港湾法」に基づく国際拠点港湾が1港（広島港）、重要港湾が3港（尾道糸崎港、福山港、呉港）、地方港湾が40港指定されている。
- ☆ 漁港については、「漁港漁場整備法」に基づく第3種漁港が1港（草津漁港）、第2種漁港が18港、第1種漁港が25港指定されている。

道路・鉄道

- ☆ 広島沿岸域の幹線道路は、九州あるいは関西以東と中国地方を結ぶ山陽自動車道、一般国道2号が県土を東西に通じ、沿岸部には一般国道185号及び一般国道31号が通じている。また、瀬戸内の島々を縫うようにして、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が、平成7年5月に開通し、四国と連絡している。また、呉市から今治市岡村島まで安芸灘諸島連絡架橋（安芸灘とびしま海道）が通じている。近年では、沿岸部と内陸部を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線や東広島呉自動車道の整備が進められている。
- ☆ 鉄道は、九州、関西以東の主要都市を結び、経済・文化の要となるJR山陽新幹線が東西に貫いている。

航路

- ☆ 航路は、四国の松山、今治等とを結ぶラインが広島等から就航しており、令和6年12月現在で、島嶼部との間には53の航路が就航している。

歴史・文化

- ☆ 広島沿岸域における令和7年5月現在の文化財総数（資料：広島県の文化財、広島県教育委員会）は、国指定が246件、県指定が377件となっており、それぞれ広島県全体の約82%及び59%を占めている。項目別に見ると、国指定では重要文化財の工芸品が60件（総数の約24%）と最も多く、次いで建造物が50件（同20%）、彫刻が35件（同14%）となっている。県指定では、記念物の史跡が69件（総数の約18%）と最も多く、次いで重要文化財の彫刻が67件（同18%）、記念物の天然記念物が44件（同12%）、重要文化財の典籍が43件（同11%）となっている。
- ☆ 広島市の原爆ドーム、廿日市市宮島町の社殿を中心とする嚴島神社と、前面の海及び背後の瀬戸内海原始林（天然記念物）の森林を含む区域が世界文化遺産として登録されている。

レクリエーション 利用

- ☆ 広島沿岸域における令和6年の市町別総観光客数は、宿泊客が11,253千人、日帰客が38,856千人で、それぞれ広島県全体の約96%、約73%を占めている。
- ☆ 令和6年の目的別総観光客数は、都市・産業観光が22,270千人（広島県全体の約73%）、神社・仏閣の参詣及び祭・行事が14,372千人（同95%）、自然探勝・温泉が3,230千人（同66%）、海水浴・釣り等が910千人（同95%）、スポーツ等が3,906千人（同69%）となっている。

出典：広島県 令和6年 広島県観光客数の動向

台風災害

- ☆ 広島沿岸域は、潮汐の干満差が大きく、また、台風の通過コースにあたることも多いなど、高潮災害に対して極めて不利な立地条件にあり、昭和25年のキジヤ台風、昭和26年のルース台風、昭和29年の洞爺丸台風等により、大規模な高潮災害が多く発生してきた。
- ☆ 近年では、平成3年の台風19号や平成11年の台風18号、平成16年の台風16号・台風18号による高潮災害が発生しており、住宅や工場が密集する地域等では、高潮災害に対する安全性について、未だ十分な整備がなされているとはいえない状況にある。

海岸事業の経緯

- ☆ 広島沿岸域では、これまで台風による高潮災害が数多く発生しており、昭和45年には2度にわたる台風の来襲により、県内に多くの被害をもたらした。これを契機に、災害復旧事業と併せて本格的に海岸保全施設の整備が行われるようになった。
- ☆ 当時は、海岸背後の人命や財産を守ることが緊急的な課題で、護岸や消波工等を重点的に整備し、一定の成果を収めてきた。
- ☆ 昭和63年以降になると、海岸事業メニューも地域のニーズに対応し、従来の高潮対策事業に加えて、環境面や利用面に配慮した海岸環境整備事業が行われるようになってきた。
- ☆ 現在は、平成26年9月に策定された「広島沿岸海岸保全基本計画」に基づき、各海岸の環境特性・利用に配慮した海岸保全施設の整備が進められている。

1－4 海岸の課題

海岸の概要、自然的特性、社会的特性をふまえ、広島沿岸における海岸の課題について、防護、環境の整備及び保全、公衆の適正な利用の3つの視点から整理する。

1－4－1 防護に係る課題

防護に係る課題

高潮に対して極めて不利な条件にある広島沿岸においては、背後地の人命・財産を守るために、昭和40年代後半から堤防や消波工による線的防護方式⁷⁾を中心とした施設整備が進められてきた。

しかしながら、海岸保全施設⁸⁾の整備水準は未だ低く、未整備区間における施設整備や老朽化した施設の改修整備等の要請が非常に高い。近年においては、住民の環境への意識の高まりから、環境面にも配慮した整備を推進しているところであるが、防災面を第一に考えた早急な対策を求めている地域も少なくない。

こうした要請や近年の台風による高潮被害、さらには、今後一層顕在化すると予測される気候変動の影響を踏まえ、海岸背後地の安全を確保するため、防護水準の向上を目的とした施設整備をさらに推進するとともに、災害発生時における被害を最小限におさえるために、防災体制の整備や地域住民の防災意識の向上等、ソフト施策を充実させる必要がある。

また、波浪による海岸の侵食⁹⁾対策が必要な地域についても、気候変動の影響を注視しつつ、汀線の保全や回復を図る必要がある。

さらに、発生が想定されている南海トラフや瀬戸内海域の活断層等を震源とする地震による津波に対して、広島沿岸における津波への対応を進める必要がある。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

1－4－2 環境の整備及び保全に係る課題

環境に係る課題

海岸は、単なる陸域と海域との境界というだけでなく、それらが相接する特色ある空間である。

広島沿岸は、天然記念物のナメクジウオ、スナメリクジラ等が生息する貴重な場であるとともに、干潟も多く分布し、生物の貴重な生息域となっている。また、瀬戸内海国立公園に指定されている地域も多く、古くから「多島美」や「白砂青松」に代表されるような風光明媚な景観と厳島神社をはじめとした歴史・文化資源を有し、広島の風土を形成してきた。

しかしながら、海岸環境は昔に比べて悪化してきており、これまでの防護主体の施設整備による通風・採光・眺望等、生活環境への悪影響や周辺の開発・ゴミの散乱等による景観の悪化をはじめ、海岸の松林や海浜の植物の減少、干潟や砂浜等の生物生息域の減少・消失、工場や家庭からの排水等による海域・海水の汚染等の問題も指摘されており、これらへの対応が求められている。

こうした要請を受け、生態系や景観等、現在残っている良好な海岸環境を保全するとともに、悪化している地域ではその回復を図ることが課題である。

そのためには、配置や構造を工夫した施設整備等、ハード面の対応に加え、海岸環境に関する積極的な情報提供や環境教育等のソフト施策の充実を図り、優れた海岸環境を次世代に継承していく必要がある。

1－4－3 公衆の適正な利用に係る課題

利用に係る課題

海岸は、古来から地域社会において祭りや行事の場として利用されており、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。近年は、人々のニーズも社会のあらゆる分野で高度化、多様化しており海水浴等の利用に加え、様々なレジャー・スポーツ、体験活動・学習活動の場等としての利用がなされてきている。

広島の海岸利用に関しては、海水浴や潮干狩り、釣り等の従来どおりの利用や海辺の散策・ジョギング等を目的とした利用が多い。

このような中、地域住民からは、海岸利用者によるゴミの投棄や施設の汚損、放置艇による景観や利便性の阻害等、海岸利用者のマナーの悪さが指摘されている。また、これまでの防護主体の整備により、人々の暮らしと海岸が分断されるなど海へのアクセス性や親水性が阻害されているといった問題もあり、これらへの対応が求められている。

こうした要請を受け、海岸の持つ様々な機能を十分に活用するために、海岸へ容易に近づくことができるとともに、すべての人々にとって利用しやすい海岸整備を図る必要がある。

また、海岸利用に関する積極的な情報提供や海岸周辺の施設や施策との連携等により海岸利用の促進を図るとともに、多様化する利用を調整するためのルールづくりや利用者マナーの啓発活動を推進し、適正な利用を図る必要がある。

1－4－4 海岸全体に係る課題

海岸全体に係る 課題

瀬戸内海のほぼ中央に位置している広島県では、全沿岸が瀬戸内海に面しており、多くの島々やそれらを結ぶ架橋、白砂青松の海岸、穏やかな海面に浮かぶカキ筏、厳島神社に代表されるような歴史・文化資源等が融合して、美しい風景を創り出している。また、干潟や砂浜、藻場等も多く存在し、カブトガニやナメクジウオ等の希少種をはじめとした多種多様な生物の生息域となっている。

利用に関しては、海水浴や潮干狩り、釣り等の従来型の海洋性レクリエーションの場としての活用が多く、近年では、歴史や文化・伝統行事の継承・復元、体験活動・学習活動や海洋療法¹⁰⁾等の場としての活用も望まれている。

一方、瀬戸内海の地形的特性等から高潮災害に対して極めて不利な立地条件にあるため、台風時等には未だに甚大な被害を受けており、さらには、気候変動による平均海水面の上昇や台風の大型化等も予測されている。また、悪条件化で南海トラフや瀬戸内海域の活断層等を震源とする地震及び津波が発生した場合、広島沿岸の海岸で堤防・護岸の損傷や津波浸水による被害も想定される。^{*}

平成14年に策定された「広島沿岸海岸保全基本計画」では、海岸保全区域以外の海岸も含めた、広島沿岸における防護・環境・利用の各面からの海岸保全の方向性が定められ、総合的な海岸の保全を計画的に行ってきました。

広島沿岸における海岸保全の方向性を踏まえ、海岸の特徴を活かして、防護・環境・利用のバランスをとりながら、引き続き今後も特色のある海岸づくりを行う必要がある。

^{*}広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）では、南海トラフ巨大地震による地震被害の想定を、以下の悪条件のもとで検討している。

- (1) 初期潮位は、年間最高潮位として設定。
- (2) 地震による地盤の沈下を考慮。
- (3) 構造物については、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定。なお、堤防については、津波が越流した場合、破壊されるものとしている。（耐震性能照査が行われている施設は耐震性能照査から得られた沈下量を設定）

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

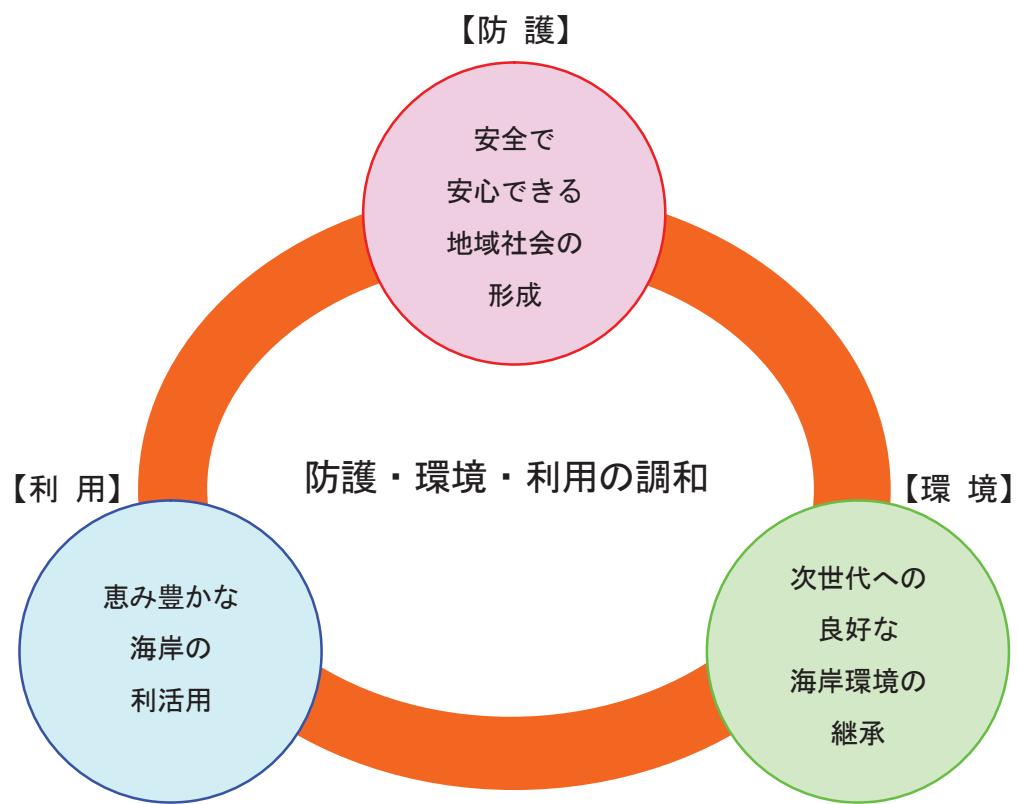
2. 海岸の保全の方向に関する事項

2-1 広島沿岸の長期的な在り方

2-1-1 基本理念

広島沿岸の長期的な在り方を検討するにあたり、前項の「海岸の課題」をふまえながら、沿岸域への対応及びその保全について以下のように考え、基本理念を次頁のように設定する。

☆ 都市機能と自然環境が近接し、優れた景観や歴史的風土を有する瀬戸内海特有の海岸は、誰もが自由に利用できる県民共有の財産である。このような特性をもつ広島沿岸においては、第一に、安全で活力ある地域社会を実現する。第二に、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する。そして第三に、県民が安全に活動でき、身近に親しめる空間として多様な役割を持ち、活用されることの三つの機能が調和した海岸づくりを目指し、次世代へ継承していくことが必要である。



基本理念の骨子

基本理念

『自然にやさしく、くらしを守る、
みんなが楽しいひろしまの海辺づくり』

防護・環境・利用の調和

☆ 広島沿岸の特性や地域のニーズに応じて、防護・環境・利用が調和した海岸を築きます。

安全で安心できる 地域社会の形成

☆ 海岸保全施設の整備水準の向上やより安全性の高い施設の整備等とともに、ソフト面の対策も併せて講ずることで、高潮、波浪、津波による災害から背後の人命・財産を守り、安全で安心な地域社会を形成します。

次世代への良好な 海岸環境の継承

☆ 海岸空間の環境容量は有限なものであるとの認識の下、「多島美」や「白砂青松」の優れた景観を有し、希少な生物の生息域となっている瀬戸内海の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、海岸環境の保全や喪失した自然の復元等、環境に配慮した海岸づくりを目指し、次世代に良好な海岸を継承します。

恵み豊かな海岸の 利活用

☆ 海洋性レジャー・スポーツの場、体験活動・学習活動の場、あるいは海辺の持つ開放性をはじめ、その大気や海水が有するといわれる癒し効果を利用した健康増進のための海洋療法や憩いの場等、海岸が有している様々な機能を十分に活かし、多様なニーズに対応します。

2－1－2 基本目標

本計画の基本理念の具体化に向けて、次の3つの基本目標を念頭において各種施策を開する。

安全な海岸

- ☆ 海岸保全施設の早期整備及び機能向上を通じ、高潮、波浪、津波による海岸の災害に対する安全性をさらに高め、将来にわたって災害の心配のない安全な海岸を目指す。

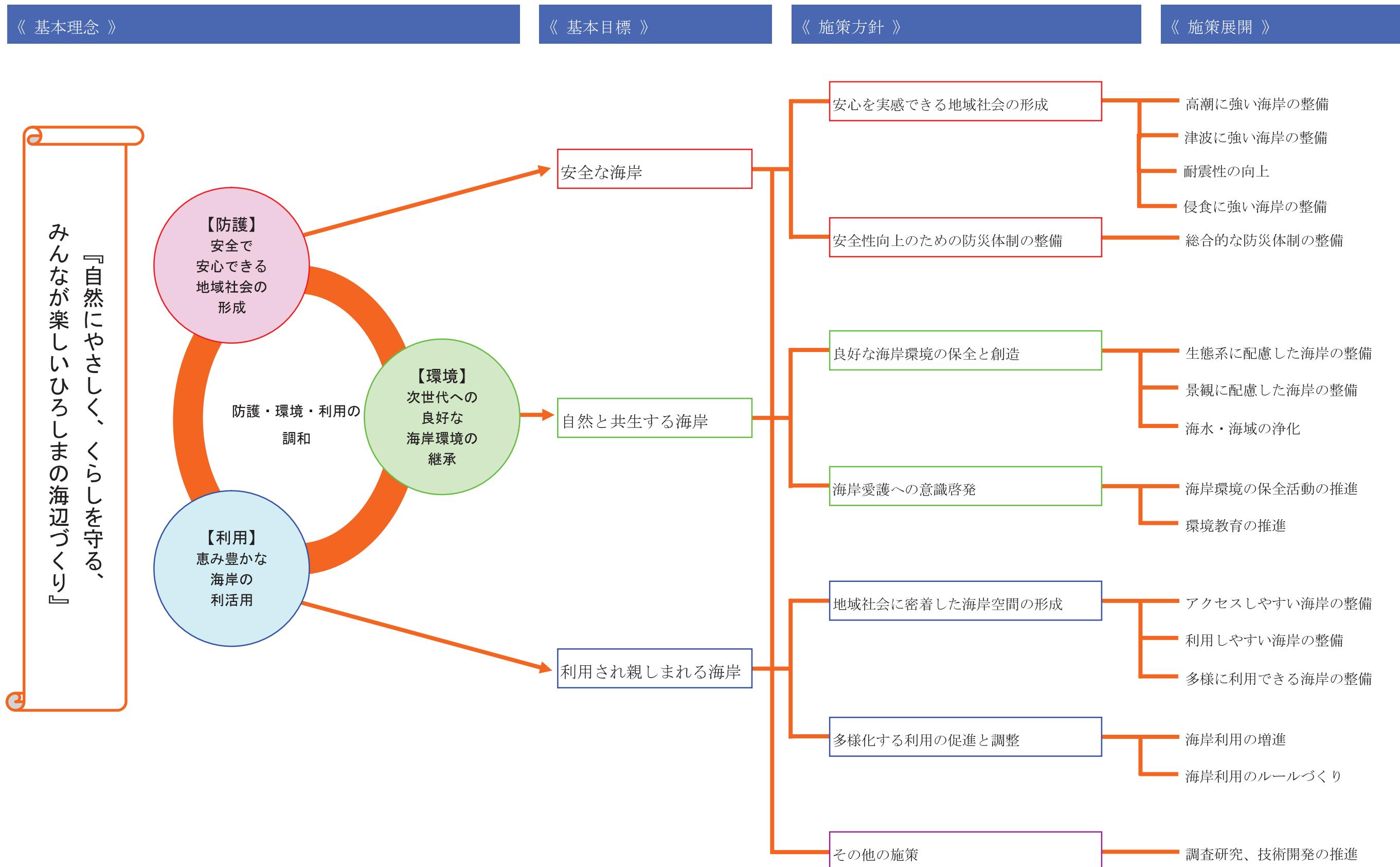
自然と共生する 海岸

- ☆ 海岸の持つ自然的、生態的な価値をもう一度見直すとともに、地域環境や沿岸環境を保全する空間としての海岸を目指す。また、海岸空間の利用にあたっては、生態系や環境保全機能との調和を図り、人間と自然が調和し共生する場としての海岸を目指す。

利用され親しま れる海岸

- ☆ 日常生活の中で海に触れられるようにし、沿岸の生活環境の保全と向上を図ることにより、地域社会と密接な関わりを持つことのできる海岸を目指す。また、多様化するレクリエーションニーズに応え、身近で開放的な自然空間である海岸において、誰もが憩い癒される海岸を目指す。

広島沿岸における海岸保全の方向



2-2 海岸の防護に関する事項～安全な海岸～

2-2-1 海岸の防護の目標

(1) 対象地域

防護すべき地域

- ☆ 防護すべき地域は、海岸保全施設が整備されない場合に、防護水準として設定した高潮、波浪、津波による浸水や侵食により、海岸背後の人命・財産に対して被害の発生が想定される地域とする。

(2) 整備目標

整備目標

- ☆ 高潮等による浸水被害の防護については、広島港域は適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の作用を加え、これらに対して防護する。広島港域以外は、過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位及び波浪推算に用いる風速に気候変動による影響を考慮し、これらに対して防護する。
- ☆ 津波による浸水被害の防護については、比較的発生頻度の高い津波（数十年～百数十年の頻度）に、気候変動による影響を考慮し、地形・地域性を踏まえた一連の海岸ごとに「設計津波の水位」を設定し、これに対して防護する。
- ☆ 気候変動による影響については、 2°C 上昇シナリオにおいて 21世紀末（2100 年）までに予想される平均海水面の上昇や台風により生じる潮位偏差、波浪（風速）の増大を考慮する。
- ☆ 耐震性の確保については、比較的発生頻度の高い地震動を対象とすることを原則とするが、ゼロメートル市街地等の緊急性の高い地域においては最大クラスの地震動を対象とする。海岸保全施設の耐震性の向上を図ることで、最大クラスの津波（千年以上の頻度）に対しても減災対策を進める。
- ☆ 侵食による被害の防護については、気候変動による影響を注視しつつ、必要に応じて現状の汀線を保全・維持する。また、侵食が著しく、背後地に被害が生じる可能性が高い場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合、海浜利用上の要請がある場合には、必要に応じて汀線の回復を図る。

表 I -2-1 津波対策・地震対策のレベル区分について

区分	レベル1	レベル2	備考
津波対策	【比較的発生頻度の高い津波】 ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を進める。	【最大クラスの津波】 ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を講じる。 ・海岸保全施設については、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上や施設全般における粘り強い構造上の工夫など、減災の観点から整備を進める。	・本計画における「設計津波の水位(津波整備水準)」は、レベル1により設定する。
地震対策	【比較的発生頻度の高い地震動】 ・原則的に、海岸保全施設の耐震設計の対象とする。	【最大クラスの地震動】 ・ゼロメートル市街地等の緊急性の高い地域においては、海岸保全施設の耐震設計の対象とする。	

表 I -2-2 広島沿岸における津波対策・地震対策のための検討対象地震

分類	地震名 (断層名)	対象とする地震				備考	
		津波対策		地震対策			
		レベル1	レベル2	レベル1	レベル2		
南海トラフ ¹¹⁾ を震源とする地震	1) 東南海・南海地震	◎	—	◇	—		
	2) 南海トラフ巨大地震	—	◎	—	◇		
瀬戸内海域の活断層等を震源とする地震 ^{*3)}	3) 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	◎	—	—	◇		
	4) 中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁西部区間)	—	○	—	◇		
	5) 中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁区間)	—	○	—	◇		
	6) 中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁西部区間)	—	○	—	◇		
	7) 中央構造線断層帯(伊予灘区間)	—	○	—	◇		
	8) 中央構造線断層帯4)～7)の4連動	—	○	—	◇		
	9) 安芸灘断層群(主部)	—	○	—	◇		
	10) 安芸灘断層群(広島湾一岩国沖断層帯)	—	○	—	◇		
	11) 己斐断層			—	◇	津波の発生は無い	
	12) 五日市断層			—	◇		
陸部の活断層を震源とする地震	13) 岩国断層帯			—	◇		
	14) 11)～13)の3連動			—	◇		
	15) 長者ヶ原一芳井断層			—	◇		
	16) 簡賀断層			—	◇		
どこでも起こりうる直下地震	17) 施設整備の対象地区を震源とする直下地震			—	◇		
モデル地震	18) 当該施設の供用期間中に1～2度発生する確率を有する地震			◇	—		

<対象とする地震について>

- ◎：津波対策に採用する地震（対象地震のうち、津波水位が最高となるもの。）
- ：津波対策の比較対象地震（各レベル対象地震のうち、採用する地震とならなかったもの）
- ◇：地震対策の候補地震（適切な地震動を抽出）

<想定する地震の出典>

2)～16) 広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）において抽出された、広島県内で考慮すべき地震。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

表 I -2-3 広島沿岸における高潮整備水準の算定条件(広島港域)

項目	算 定 条 件	備 考
基準となる潮位	伊勢湾台風規模の台風がルース台風経路で広島港域に接近した場合に想定される潮位偏差を朔望平均満潮位に加えた潮位*)	・朔望平均満潮位はH18 改訂値
対象とする風	上記の想定台風において生じる風速*	

*)参考資料：特定重要港湾広島港 広島港高潮対策基本計画検討調査【報告書】平成13年3月
第7次海岸事業長期及び5ヶ年計画(H15～19)(H15.4潮位変更に伴う修正版)
平成15年4月

※各港の潮位は巻末に収録する

表 I -2-4 広島沿岸における高潮整備水準の算定条件(広島港域以外)

項目	算 定 条 件	備 考
基準となる潮位	主要港の既往最高潮位に気候変動による海面上昇量及び潮位偏差の増大量を加えた潮位	・主要港の既往最高潮位はH18 改訂値 ・海面上昇量：0.39m*) ・各港の気候変動による潮位偏差の増大量：0.01～0.07m
対象とする風	30年確率風速(統計期間：S31～H16)**)に気候変動による風速の変化倍率を乗じた風速	気候変動による風速の変化倍率：1.04～1.05倍

*)参考資料：文部科学省・気象庁 日本の気候変動2020 令和2年12月

**)参考資料：財団法人漁港漁場漁村技術研究所 中瀬戸海域沖波推算調査沖波推算マニュアル
平成18年10月

※各港の潮位は巻末に収録する

※各港の気候変動による潮位偏差の増大量及び風速の変化倍率等は巻末に収録する

表 I -2-5 広島沿岸における津波整備水準の算定条件

項目	算 定 条 件	備 考
基準となる潮位	主要港の朔望平均満潮位 ¹²⁾ に気候変動による海面上昇量を加えた潮位	・主要港の朔望平均満潮位：H18 改訂値 ・海面上昇量：0.39m*)
対象とする地震名	東南海・南海地震(M8.5)及び安芸灘～伊予灘～豊後水道プレート内地震	津波高：広島県算定値

*)参考資料：文部科学省・気象庁 日本の気候変動2020 令和2年12月

※各港の潮位は巻末に収録する

2-2-2 海岸の防護の施策

安心を実感できる 地域社会の形成

☆ 高潮、波浪、津波に対して極めて厳しい立地条件の中で、中国地方最大の人口や産業文化が集積する広島沿岸の人命・財産を災害から守るため、安心を実感できる地域社会の実現に向けた安全な海岸づくりを推進する。

【施策展開】

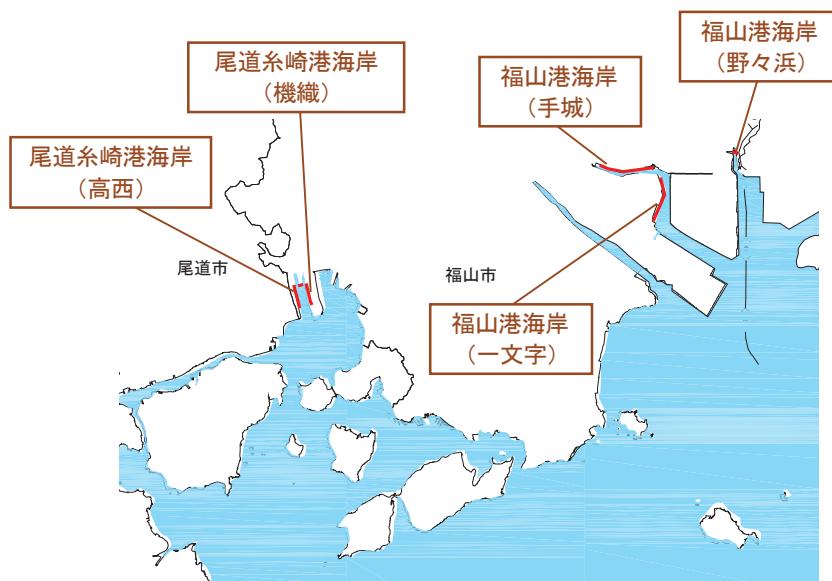
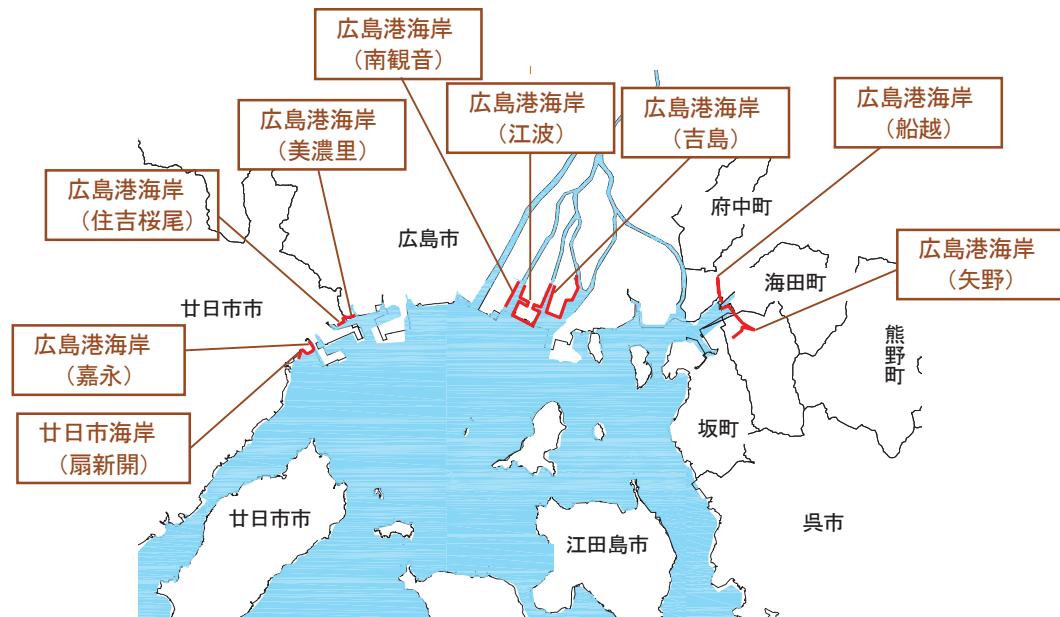
- ☆ 海岸保全施設の未整備区間における施設整備、機能不足及び老朽化施設の改良、ゼロメートル地帯¹³⁾等の緊急性の高い地域における液状化対策¹⁴⁾、面的防護方式¹⁵⁾の推進等、安全性の高い海岸保全施設を整備する。
- ☆ 背後地域の湛水対策¹⁶⁾における関係機関との調整等も含めた高潮対策に取り組む。
- ☆ 想定を超える高潮や津波に対しても、一定の機能を保持して被害を軽減する働きが期待できる構造（粘り強い構造）となる海岸保全施設を整備する。^{*}
- ☆ 海岸堤防などの耐震性の向上を図ることとし、特にゼロメートル市街地等の緊急性の高い地域においては、最大クラスの地震への対応に重点的に取り組むものとする。^{**}
- ☆ 海岸の侵食については、現状の汀線の保全や回復を図ることとし、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況をふまえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

^{*}粘り強い構造の考え方に関しては、広島県が定める海岸保全施設の設計要項に具体的に記載する。

^{**}最大クラスの地震への対応を行う地区海岸は、表II-1-5において整備の方向性（防護面）として「耐震性の向上」と記載した。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

最大クラスの地震への対応を予定する地区海岸（ゼロメートル地帯等の緊急性の高い地域）



安全性向上のため の防災体制の整備

- ☆ 施設整備によるハード面の対策だけでなく、ソフト面における対策も組み合わせた総合的な防災体制の整備に取り組み、安全性の向上に努める。

【施策展開】

- ☆ 施設の運用・維持管理について、アセットマネジメントシステム¹⁷⁾の活用等による高度化を図り、安全性の向上に努める。
- ☆ 災害時の避難経路や避難場所の確保に努め、気象や雨量等、災害に関する迅速な情報の収集や発信等、地域と協力した防災体制の整備を図るとともに、これらの施策により地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図るなど、ソフト面の対策の充実を図る。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

《安全な海岸づくり》



■ 耐震堤防による防護 ／福山市高西町南 尾道糸崎港海岸（高西地区） ／高潮・津波危機管理対策緊急事業

尾道糸崎港高西地区においては、高潮・津波災害から背後の人命・財産を守るため、最大クラスの地震に対応した堤防の耐震補強及び天端高の嵩上げを行い、防護水準の向上を図っています。



■ 緩傾斜護岸による防護 ／呉市警固屋 呉海岸（警固屋地区）／高潮対策事業

呉海岸警固屋地区においては、海岸保全施設の整備により防護水準を向上させるとともに、緩傾斜護岸により天端高を低くし、背後の海への眺望等、生活環境に配慮しています。

2－3 海岸環境の整備及び保全に関する事項～自然と共生する海岸～

2－3－1 海岸環境の整備及び保全の目標

(1) 対象地域

海岸環境を整備・
保全すべき地域

- ☆ 海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生息する豊かで多様な海辺の自然環境や「多島美」・「白砂青松」に代表される風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域とする。

(2) 整備・保全目標

整備・保全目標

- ☆ 現状の海岸環境（生態系・景観等）の保全に努める。
- ☆ 必要に応じて様々な生物の生息域、干潟や砂浜、白砂青松等、海岸環境の回復に努める。

2－3－2 海岸環境の整備及び保全の施策

良好な海岸環境 の保全と創造

- ☆ 濑戸内海特有の優れた海岸環境を次世代に継承するため、良好な海岸環境の保全と創造を図り、自然と共生する海岸づくりを推進する。

【施策展開】

- ☆ 沿岸域に生息する希少な生物をはじめとした生態系を保全するため、自然海岸はできる限りその保全に努めるとともに、関係機関と連携して、干潟や砂浜の維持・回復等に努め、施設整備に関しても生態系に配慮した整備を推進する。
- ☆ 多島美等の優れた自然景観や海岸景観を構成する砂浜・海岸林といった景観要素の保全を図り、周辺景観との統一性にも配慮しながら、全体としてまとまりのある緑豊かな海岸空間を形成する。
- ☆ 生物の生息環境に悪影響を及ぼす水質の悪化や海底の汚泥堆積を改善するため、関係機関と連携して、海水・海域の浄化に努める。

海岸愛護への 意識啓発

- ☆ 県民が海岸に対する理解と認識を深め、海岸環境の保全に対する意識向上を図るため、海岸愛護への意識啓発に努める。

【施策展開】

- ☆ 様々な海岸環境問題に適切に対応するため、広島沿岸の環境情報の共有化を推進する。
- ☆ 海岸のゴミ対策や清掃等の美化をはじめとした海岸環境の保全活動に、行政と地域住民が一体となって取り組む。
- ☆ 海岸環境の保全や改善のため、様々な施策との連携を推進する。
- ☆ 海岸愛護の活動を促す環境教育や人材育成に取り組む。

《自然と共生する海岸づくり》



■ 生物生息空間の保全、回復／竹原市吉名町 竹原港海岸（沖辺地区）／エコ・コースト事業

平成8年に「エコ・コースト」の指定を受けた竹原港海岸沖辺地区では、干潟に生息するカブトガニやハクセンシオマネキ、スナガニなどの生息場所となっており、高潮等の災害から海岸を守るとともに、生物生息空間の保全、回復や自然景観との調和を図るため、施設の配置や養浜の形状に工夫をしながら海辺環境を整備しています。



■ 地域特性に配慮した海岸づくり／廿日市市地御前 地御前漁港海岸（地御前地区）

／高潮対策事業

歴史ある地御前神社が立地する地御前漁港海岸では、石積をイメージした護岸とすることにより周辺景観との調和を図っています。また、宮島管弦祭時には御座船が着底し管弦が行われるなど、多くの観光客で賑わうため、砂浜に容易にアクセスできる扇状の階段や海が一望できる遊歩道の整備も行っており、地域特性に配慮した賑わいのある海岸を創出することで地域振興の一助となっています。

2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

～利用され親しまれる海岸～

2-4-1 海岸における公衆の適正な利用の目標

(1) 対象地域

適正な利用を
図るべき地域

- ☆ 適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験活動・学習活動、憩い、健康増進の場等として利用されている地域、地域の要請等により利用価値が高いと考えられる地域、また、公衆の適正な利用が妨げられている地域とする。

(2) 整備目標

整備目標

- ☆ 全ての人にとって利用しやすく、親しみやすい海岸の整備に努める。
- ☆ 公衆の適正な利用を妨げる行為への対応に努める。

2－4－2 海岸における公衆の適正な利用の施策

地域社会に密着した海岸空間の形成

- ☆ 海岸に対するニーズの多様化、高度化に対応することにより、地域社会に密着した海岸空間の形成を図り、利用され親しまれる海岸づくりを推進する。

【施策展開】

- ☆ 海辺に近づき、海辺での活動を可能にする施設整備を推進することにより、海岸と地域のつながりを確保する。
- ☆ 年齢や能力に関わらず、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザイン¹⁸⁾の視点に立った施設整備を推進する。
- ☆ 海洋性レクリエーション、体験活動・学習活動、健康増進のための場等として多様に利用できる海岸整備に努める。
- ☆ 広島沿岸に点在する歴史、文化を継承・発展し、特色ある地域づくりに役立てるため、地域でのさまざまな活動に利用される海岸の保全と創造を図るとともに、周辺景観との統一性にも配慮した海岸整備に努める。
- ☆ 気候変動による平均海水面の上昇等により、海浜等の利用に支障が生じる可能性があるため、気候変動の影響を注視しつつ、施設の適切な維持管理に努める。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

多様化する利用の促進と調整

- ☆ 地域特性に配慮しながら、多様化する海岸利用の促進と調整を図り、利用しやすい海岸づくりを推進する。

【施策展開】

- ☆ 海岸利用を増進するため、観光資源や他のレクリエーション施設との連携を図るとともに、積極的な情報提供を行う。
- ☆ 海岸の有する特性を広く適切に活用していくため、様々な施策との連携を推進する。
- ☆ 利用者のマナーの向上に向けた取り組み、放置艇対策における関係機関との調整等、利用者、地域住民、海岸管理者が一体となって海岸利用のルールづくりを推進する。

《利用され親しまれる海岸づくり》



■ 海洋性レクリエーションの場としての利用 ／福山市内海町 箱崎漁港海岸（寺山地区） ／環境整備事業他

自然海岸や景勝地の多い内海町は、夏期を中心に海水浴や釣りを目的とした人々が多数訪れてています。箱崎漁港海岸寺山地区では、海浜域の利用増進、魅力向上を図り、利用者の多様なニーズに対応するため、周辺の自然と調和した海浜の整備と共に、背後地の緑地等の一体整備を行っています。また、潜堤や砂浜、緩傾斜護岸等の複数の施設を組み合わせた面的防護方式により、高潮等の災害から海岸を防護する機能も兼ね備えています。



■ 魅力あるみなと空間の形成 ／広島市南区 広島港海岸（宇品地区）／高潮対策事業

優れた景観と波止場の雰囲気をもつ広島港宇品地区において、魅力あるみなと空間の形成を図るために、港湾上屋等の利用転換を行い、賑わい施設として活用する事業を進めています。これと一体的に整備する海岸についても、施設の修景化や階段式構造の採用等により、利用され親しまれる海岸づくりを推進しています。

■ 体験活動・学習活動や健康増進の場としての利用

子供たちが、干潟や砂浜をフィールドにそこに生息する生物や海岸環境について学習できる場所、また、誰もが海辺に近づけ、波音や潮風、磯の匂いを感じながら、憩い・癒される場所等として海岸を活用できるよう、海岸事業によるアクセス施設や憩いのスペースの整備とともに、地元市町や他部局との連携等による、学習室・展示室、トイレ・洗い場、駐車場等の付帯施設の複合的整備を目指します。



2－5 海岸の保全に関するその他の事項

その他の施策

- ☆ 先に掲げた防護、環境、利用に対する各種施策のほかに、3つの機能が調和した質の高い海岸を実現するための取り組みを推進する。

【施策展開】

- ☆ 海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、海岸に関する調査研究、技術開発等を推進する。

2－6 広島沿岸の海岸保全の方向性

広島沿岸における海岸の特性や地域の要請等をふまえ、先に掲げた施策を展開するうえでの海岸保全の方向性を図 I-2-1 に示す。

図 I-2-1 についての基本的事項を以下に示す。

《海岸保全の方向性（図の着色）についての基本的事項》

1. 要保全海岸区域について、以下の枠内に示す保全の方向性を図示する。

- 防護・環境・利用の調和は基本として、その上で特に配慮する保全の方向性のみを示す。
- 施設整備の対象となる海岸は、海岸保全区域内の海岸である。

■ 海岸保全の方向性（要保全海岸区域）

防護面に配慮して保全する地域（赤線）

- 海岸背後に人命・財産が集積している地域。
- 浸水・侵食被害を受けることが多く、防護対策の要請が強い地域。

環境面に配慮して保全する地域（黄緑線）

- 干潟や砂浜等、様々な生物が生息する豊かな海岸環境が残っている地域。
- 「多島美」や「白砂青松」に代表される天然海岸、歴史・文化資源と調和した海岸等、風光明媚な海岸景観が残っている地域。

利用面に配慮して保全する地域（青線）

- 祭りや行事、海洋性レクリエーション、体験活動・学習活動、憩い、健康増進の場等として多様に利用されている地域。
- 地域の要請等により利用価値が高いと考えられる地域。

2. 一般公共海岸区域（橙線）については、海岸法に基づき適正な管理を推進する地域として示す。

3. その他海岸（着色なし）については、本計画の対象外である。

注1) 図 I-2-1において、「一般公共海岸区域」と「その他海岸」については、ある程度延長の長い海岸のみを示す。詳細については、資料編「第Ⅰ章 4. 地区海岸」の地区海岸位置図を参照。

注2) 縮尺の関係から、小さい島の図示は省略されている。

注3) 海岸の番号は、第Ⅱ章表Ⅱ-1-1 の番号を示している。

表 I -2-6 広島沿岸の海岸保全の方向性

《要保全海岸区域》

保全の方向性	主な地域	番号
防護面に配慮	大竹市沿岸、阿多田島沿岸、廿日市市大野中部沿岸	1~2、5
	広島市周辺沿岸	8、10~30（一部地域除く）
	呉市周辺沿岸	54、56~59、77
	江田島・能美島～倉橋島南部西部周辺沿岸	32~38、40~42、45、48、51~52、60~62、64、67~69、71（一部地域除く）
	上蒲刈島北部～豊島東部～大崎下島北部南部～大崎上島北部南部周辺沿岸	76、82、86~89、91、100~103、108~110、112（一部地域除く）
	呉市安浦町～東広島市安芸津町周辺沿岸、竹原市中部沿岸	79、92、94、97
	三原市沿岸、生口島北東部～因島西部沿岸	114、117~118、137、139~141
	尾道市東部～福山市西部沿岸	120、124
	百島北部沿岸、福山市沼隈町沿岸、福山市内海町南部沿岸	129、155、157~158
	福山市東部沿岸、走島沿岸	148、150~151、153
環境面に配慮	廿日市市大野東部～宮島東部沿岸、阿多田島沿岸、広島市西部沿岸、金輪島～似島周辺沿岸	3、6、9、13、22、31
	能美島南部～大黒神島東部沿岸、倉橋島東部南部沿岸	47、50、65~66、68、70~72（一部地域除く）
	下蒲刈島北部～上蒲刈島東部～豊島西部～大崎下島東部西部周辺沿岸	73~74、80~81、83~85、88、90
	呉市安浦町周辺沿岸、竹原市西部～生野島周辺沿岸	78、104、106、95~96、113
	三原市西部～高根島沿岸	115、145
	生口島東部沿岸、向島西部～岩子島・細島～因島東部周辺沿岸	142、133~134、136、138、147
	向島東部～百島～福山市西部～福山市内海町北部～福山市南部周辺沿岸	122~123、126~128、130~131、152、154、156、160~161
利用面に配慮	廿日市市大野西部沿岸	4
	廿日市市沿岸、広島市～呉市西部周辺沿岸	7、15、20~21、23~24、27、29、53、55
	江田島・能美島沿岸～倉橋島北部沿岸	35、37、39、43~44、46、49、63
	下蒲刈島南部沿岸、大崎上島北部南部沿岸	75、87、102、105、107、111、93、98~99
	安芸津町西部沿岸、竹原市東部～大久野島沿岸	116、143~144、146、119、121、132、135
	三原市中央部～佐木島～生口島西部沿岸	159、162
	尾道市～向島北部南部～因島北部沿岸	125、149

《一般公共海岸区域》

保全の方向性	主な地域	番号
適正な管理	宮島沿岸、似島周辺沿岸、大黒神島西部沿岸、上蒲刈島南部沿岸、因島東部沿岸 等	—

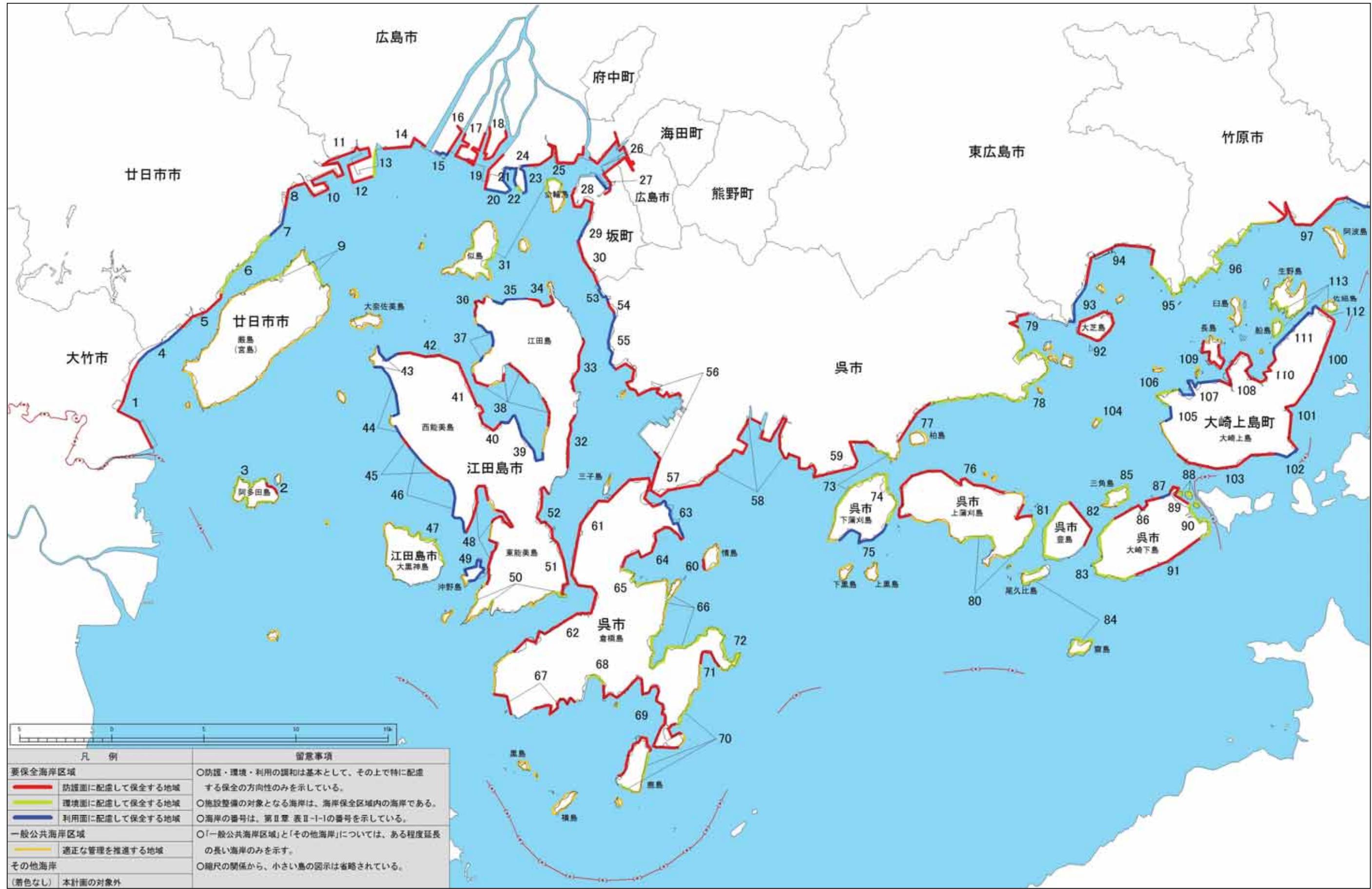


図 I-2-1(1) 広島沿岸の海岸保全の方向性

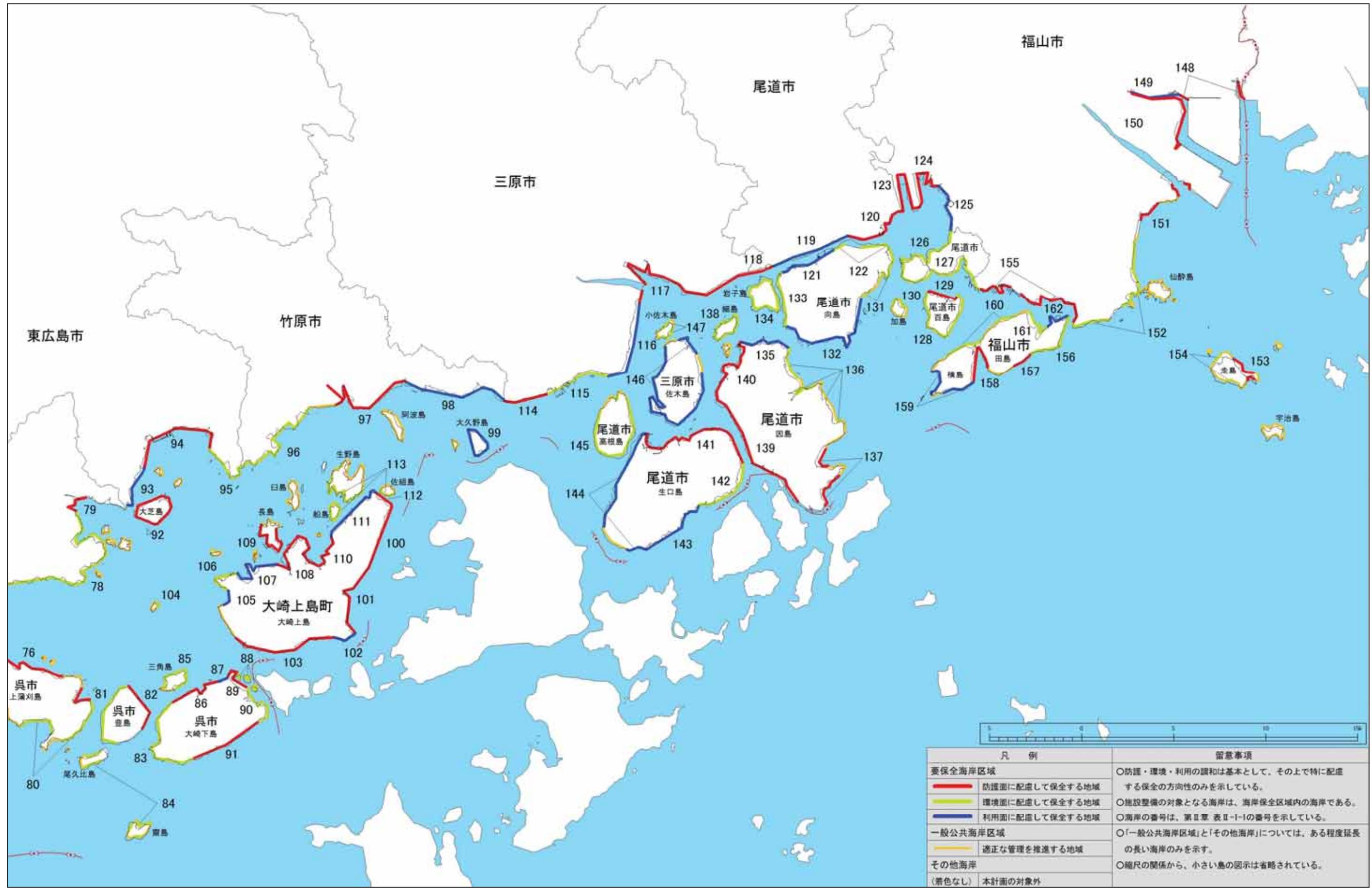


図 I-2-1(2) 広島沿岸の海岸保全の方向性

第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

広島沿岸における海岸保全の basic 理念、防護・環境・利用における基本目標・施策方針・施策展開、また、海岸保全の方向性をふまえ、施設整備に関する基本的な事項を示す。

施設整備の対象海岸は、沿岸の防護水準の向上を目的とする整備目標に対して、防護機能が不足している海岸区域とし、「安全で安心できる地域社会の形成」を目指す。

また、施設整備を行うに際し、海岸保全の方向性に基づき、防護面、環境面、利用面における要素がほぼ同一となる隣接する地区海岸¹⁹⁾を統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を明確にし、この方向性をふまえて、海岸保全施設の種類、規模及び配置等の整備計画を行う。

なお、海岸法施行令の一部改正（平成 26 年 12 月）における、「海岸保全施設の新設又は改良に関する事項」については、上記「施設整備」に示す通りである。また、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については、第Ⅰ章「海岸の保全に関する基本的な事項 2-2-2 海岸の防護の施策」の通り、「アセットマネジメントシステム」の活用等による高度化を推進し、別途定める「広島沿岸海岸保全施設 長寿命化計画書」に基づき、予防保全の観点に立った海岸保全施設の適切な維持・修繕を行う。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

1. 施設整備の方向性

1-1 広島沿岸の地域区分

(1) ゾーン区分

各地区海岸の整備の方向性を定めるにあたって、自然特性・社会特性の類似性をもつた地域（「ゾーン」と呼ぶ）に区分する。

広島沿岸を地形特性、行政区分などから7ゾーンに区分し、図II-1-1に示す。

(2) エリア区分

整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連續性をもった施策を設定することとし、統合した範囲を「エリア」と呼ぶ。

ゾーン内のエリアの区分図及び整備の方針を表II-1-2に、ゾーン・エリア・海岸・地区的所属・所管一覧を示した地区海岸の一覧を表II-1-3に、地区海岸位置図を図II-1-2に、それぞれ示す。

注1) 表II-1-3の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。

表II-1-1 エリア区分

ゾーン名	エリア名	備考
I 宮島・大竹	大竹港、阿多田、大野、廿日市I、厳島港、宮島	
II 広島	廿日市II、五日市、草津、観音・江波、吉島、出島、元宇品、宇品・丹那、向洋・海田、坂、似島・金輪島	
III 江田島・能美島	江田島I、江田島II、江田島III、江田島IV、能美・江田島、能美、沖美I、沖美II、沖美III、能美・大柿、大柿I、大柿II、大柿III	
IV 呉・倉橋島・上蒲刈島	天応・狩留賀、呉港、倉橋島北部、倉橋島南部、下蒲刈、川尻・蒲刈、安浦、豊	
V 竹原・大崎上島	大芝島、安芸津、小泊～築地、明神～忠海、阿波島・大久野島、大崎上島東部、大崎上島南部、大崎上島西部、大崎上島北部	
VI 尾道・因島	幸崎・須波、糸崎港、尾道水道、福山松永、百島～岩子島、因島東部、因島西部、生口島東部、生口島西部、高根島・佐木島	
VII 福山・内海	福山、田尻・鞆、走島、沼隈、内海	

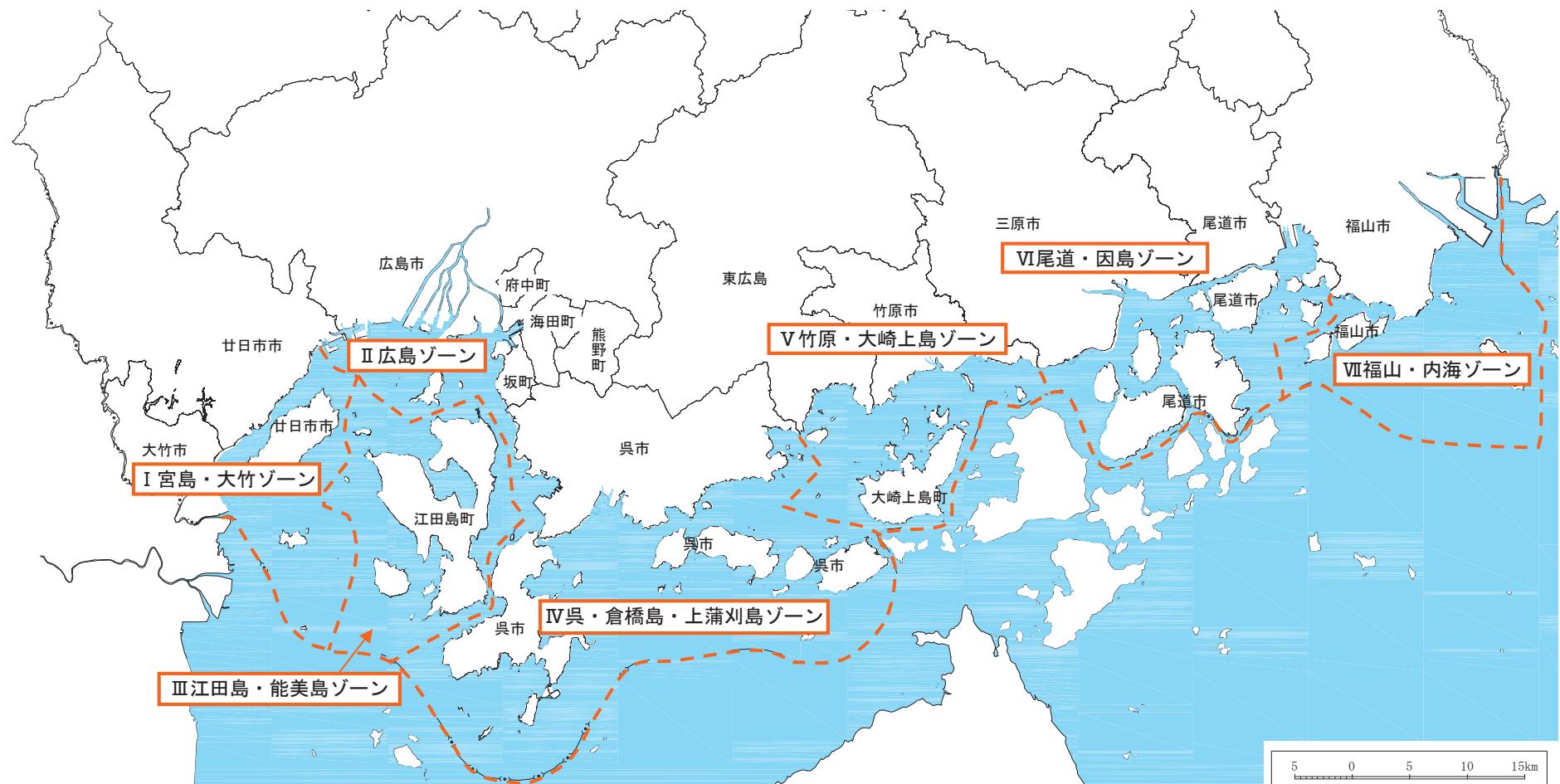


図 II-1-1 広島沿岸のゾーン区分

表Ⅱ-1-2(1) エリア区分図及び整備の方針【宮島・大竹ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
宮島・大竹ゾーン	大竹市、廿日市市	6	
 <p>(1) 大竹港エリア 臨海部に港湾機能が集積し、背後の低地に人口が集中していることから、親水空間の確保等にも配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害から防護するための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 阿多田エリア 東部の漁港周辺域に人口が集中していることから、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 大野エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(4) 廿日市Iエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(5) 嶽島港エリア 歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。</p> <p>(6) 宮島エリア 自然が多数残されており、こうした貴重な環境を維持することに十分配慮する。(※海岸保全区域なし)</p>			

表Ⅱ-1-2(2) エリア区分図及び整備の方針【広島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
広島ゾーン	広島市、海田町、坂町	11	
			<p>(1) 廿日市IIエリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 五日市エリア 八幡川河口部の干潟の保全を図りつつ、親水性の確保に配慮しながら、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 草津エリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(4) 観音・江波エリア 海辺を利用した伝統行事が行われており、観音地区にはマリーナもある。また、海岸線に沿って企業・住宅が密集している。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(5) 吉島エリア 海岸線に沿って人口が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(6) 出島エリア 海岸線に沿って港湾施設が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(7) 元宇品エリア 残された天然の海岸が有する景観に十分配慮しつつ、散策・磯遊びなどの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(8) 宇品・丹那エリア 海岸線に沿って港湾施設が密集しており、また、親水公園等もあることから、景観に配慮しながら高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(9) 向洋・海田エリア 海岸線に沿って企業・住宅などが密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(10) 坂エリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場が分布している地域と人口海浜があり海水浴客で夏はにぎわう地域がある、これらに十分に配慮した環境・利用に配慮した海岸整備を進める。</p> <p>(11) 似島・金輪島エリア 広島港では代表的な島であり、天然の海岸が残りこれらに十分に配慮した海岸整備を進める。</p>

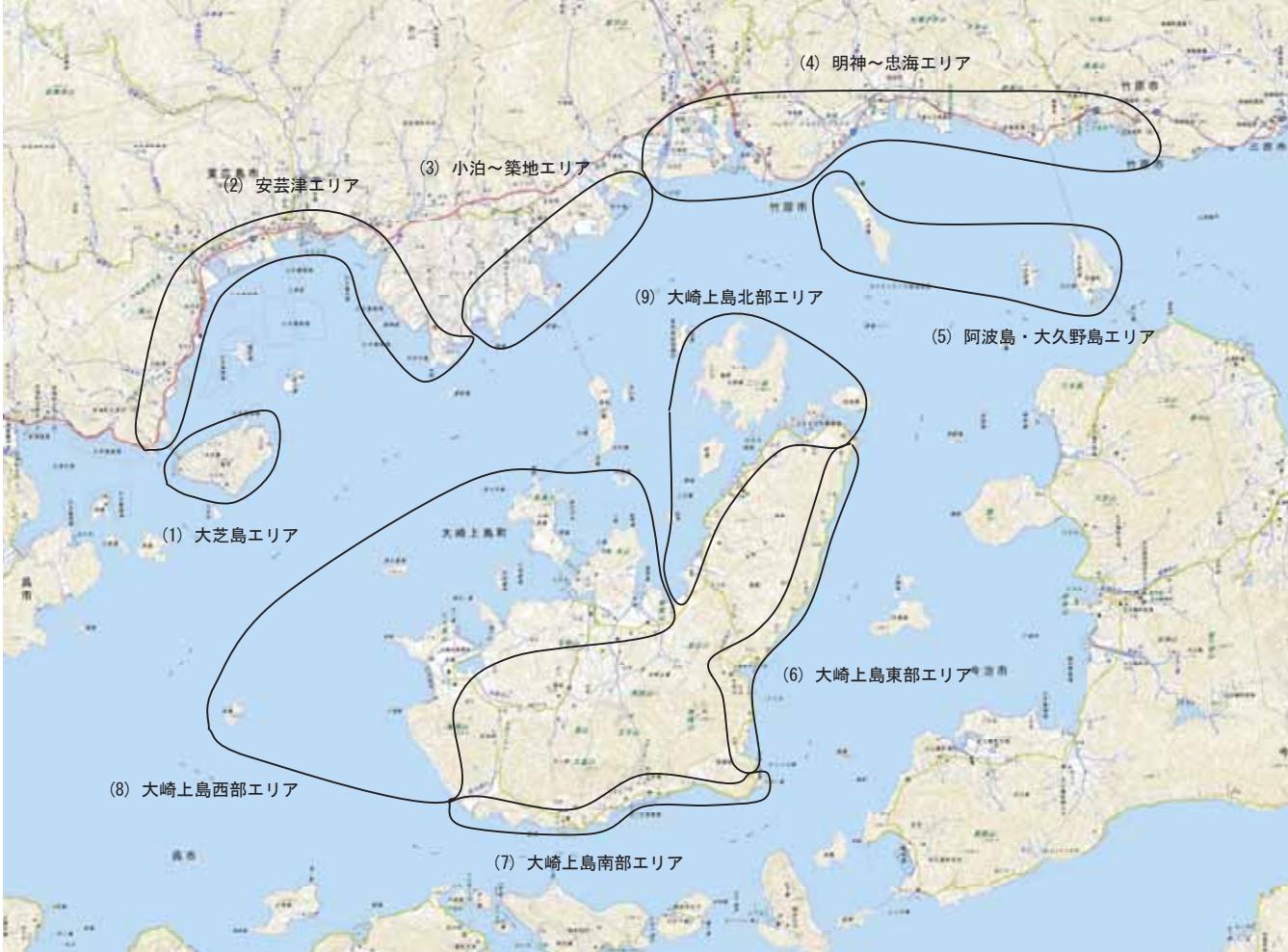
表II-1-2 (3) エリア区分図及び整備の方針【江田島・能美島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
江田島・能美島ゾーン	江田島市	13	
(1) 江田島 I エリア	(2) 江田島 II エリア	(3) 江田島 III エリア	高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、日常の散策の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。
(4) 江田島 IV エリア	(5) 能美・江田島エリア	(6) 能美エリア	高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。
(7) 沖美 I エリア	(8) 沖美 II エリア	(9) 沖美 III エリア	海水浴や潮干狩りなどの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。
(10) 能美・大柿エリア	(11) 大柿 I エリア	(12) 大柿 II エリア	海水浴や潮干狩りなどの場として海辺が利用されており、親水性を高める海岸整備および海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。また、干潟が特に広く分布しているため、これに十分配慮する。
(13) 大柿 III エリア	(1) 江田島 I エリア	(2) 江田島 II エリア	高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。
(1) 江田島 I エリア	(2) 江田島 II エリア	(3) 江田島 III エリア	海水浴や潮干狩りなどの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。
(4) 江田島 IV エリア	(5) 能美・江田島エリア	(6) 能美エリア	高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。
(7) 沖美 I エリア	(8) 沖美 II エリア	(9) 沖美 III エリア	高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、海水浴などの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。
(10) 能美・大柿エリア	(11) 大柿 I エリア	(12) 大柿 II エリア	高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。
(13) 大柿 III エリア	(1) 江田島 I エリア	(2) 江田島 II エリア	高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。

表Ⅱ-1-2 (4) エリア区分図及び整備の方針【呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン	呉市	8	
			<p>(1) 天応・狩留賀エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、自然景観と環境へ配慮しつつポートピアパーク、狩留賀海水浴場を中心とした利用施設の充実を図る。</p> <p>(2) 呉港エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、阿賀マリノポリスを中心とした流通・レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p>(3) 倉橋島北部エリア 藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。既存利用施設では、レクリエーション機能の充実を図り、集落地は高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(4) 倉橋島南部エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。</p> <p>(5) 下蒲刈エリア 安芸灘架橋景観を損ねず、自然環境保護に重点を置いた整備を行う。集落地は高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、既存海水浴場では利用に配慮した整備を図る。</p> <p>(6) 川尻・蒲刈エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。</p> <p>(7) 安浦エリア 貴重な動植物や自然海浜が存在し、これらの自然環境を保全しつつ、グリーンピアせとうちや海水浴場等の既存利用施設では、レクリエーション機能の充実を図る。三津口湾沿岸では、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、また漁港利用者に配慮した利用しやすい海岸づくりを進める。</p> <p>(8) 豊エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、アビ渡来群遊海面や街並保存地区など優れた生態環境や景観の保全に努める。釣り場や海水浴、海洋牧場などでは、利用しやすい海岸づくりを進める。</p>

表Ⅱ-1-2 (5) エリア区分図及び整備の方針【竹原・大崎上島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
竹原・大崎上島ゾーン	東広島市、竹原市、大崎上島町	9	
			<p>(1) 大芝島エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、漁港機能が集積する地区であることから、漁港利用者への配慮にも努める。</p> <p>(2) 安芸津エリア 臨海部に港湾機能が集積し、その背後には比較的低地盤の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、背後の高台からの眺めは優れた海域環境を呈しており、海岸景観の保全に配慮した整備に努める。</p> <p>(3) 小泊～築地エリア 多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な干潟の保全に配慮するとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害をうけている場所では、海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(4) 明神～忠海エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、港湾機能が集積する地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。また、生物の生息・生育や産卵などの場となる干潟の保全にも努める。</p> <p>(5) 阿波島・大久野島エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。ただし、天然記念物スナメリクジラの廻遊海域に面している阿波島周辺では、極力、今ある自然環境の保全に努める。</p> <p>(6) 大崎上島東部エリア 高潮、波浪、津波による浸水・飛沫被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、港湾機能が集積する地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。</p> <p>(7) 大崎上島南部エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進めるとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、漁港機能が集積する地区であることから、漁港利用者への配慮にも努める。</p> <p>(8) 大崎上島西部エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進めるとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進め。また、港湾機能が集積する地区については、港湾利用者への配慮にも努める。</p> <p>(9) 大崎上島北部エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、海水浴や伝統行事等の場として海岸線が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。また、港湾機能が集積する地区については、港湾利用者への配慮にも努める。</p>

表II-1-2 (6) エリア区分図及び整備の方針【尾道・因島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
尾道・因島ゾーン	三原市、尾道市	10	
			<p>(1) 幸崎・須波エリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 糸崎港エリア 臨海部に港湾機能が集積し、その背後には比較的低地盤の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 尾道水道エリア 歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。</p> <p>(4) 福山松永エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(5) 百島～岩子島エリア 海水浴などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮する。</p> <p>(6) 因島東部エリア 残された天然の海岸が有する景観に十分配慮しつつ、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(7) 因島西部エリア 海岸線に沿って人口が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(8) 生口島東部エリア 老朽化により再整備が必要な施設については順次更新していくとともに、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場・干潟が広く分布しているため、十分に配慮する。</p> <p>(9) 生口島西部エリア 日常の散策、伝統行事、海水浴、教育の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。</p> <p>(10) 高根島・佐木島エリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場・干潟が広く分布しているため、これらに十分に配慮した海岸整備を進めるとともに、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p>

表II-1-2 (7) エリア区分図及び整備の方針【福山・内海ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
福山・内海ゾーン	福山市	5	
			<p>(1) 福山エリア 臨海部に港湾・物流機能が集積し、工業地域が広がる。それらの背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 田尻・鞆エリア 歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。また、環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 走島エリア 離島で周囲を海でかこまれているため、海辺は日常生活の場として利用されている。また漁業が盛んであるため、漁港利用者への配慮に努める。防護面では、施設の老朽化が進んでいるため、周辺環境や漁港施設と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮する。</p> <p>(4) 沼隈エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、港湾機能が集積した地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。</p> <p>(5) 内海エリア 海水浴などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮する。</p>

表 II-1-3(1) 地区海岸一覧（宮島・大竹ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
宮島・大竹	大竹港	1	1- 1 大竹港海岸（小島）	港湾局
			1- 2 大竹港海岸（三菱）	港湾局
			1- 3 大竹港海岸（新町）	港湾局
			1- 4 大竹港海岸（小方）	港湾局
			1- 5 玖波漁港海岸（玖波）	水産庁
	阿多田	2	1- 6 阿多田漁港海岸（阿多田）	水産庁
		3	1- 7 大竹海岸（阿多田）	農振局
	大野	4	1- 8 大竹海岸（玖波）	水国局
			1- 9 大野海岸（鳴川）	水国局
			1- 10 大野海岸（宮浜）	水国局
		5	1- 11 丸石漁港海岸（丸石）	水産庁
			1- 12 大野海岸（丸石）	水国局
			1- 13 塩屋漁港海岸（塩屋）	水産庁
			1- 14 大野海岸（小田島）	水国局
			1- 15 梅原漁港海岸（梅原）	水産庁
			1- 16 大野海岸（大国蛭ヶ崎）	水国局
	6	1- 17 上ノ浜漁港海岸（上ノ浜）	水産庁	
		1- 18 大野海岸（上ノ浜）	水国局	
		1- 20 大野海岸（早時）	水国局	
		1- 21 大野海岸（深江）	水国局	
		1- 22 大野海岸（赤崎）	水国局	
		1- 32 大野海岸（鼓ヶ浜）	水国局	
		1- 33 厳島港海岸（赤崎）	港湾局	
		1- 23 大野海岸（柿ノ浦）	水国局	
	廿日市 I	7	1- 24 廿日市海岸（阿品）	水国局
		8	1- 25 地御前漁港海岸（地御前）	水産庁
			1- 26 廿日市海岸（扇新開）	水国局
	厳島港	9	1- 27 厳島港海岸（網ノ浦）	港湾局
			1- 28 厳島港海岸（有ノ浦）	港湾局
			1- 29 厳島港海岸（長浜）	港湾局
			1- 30 厳島港海岸（杉ノ浦）	港湾局
			1- 31 厳島港海岸（包ヶ浦）	港湾局

表II-1-3(2) 地区海岸一覧 (広島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
広島	廿日市 II	10	2- 1 広島港海岸(嘉永)	港湾局
			2- 2 広島港海岸(廿日市南)	港湾局
			2- 3 広島港海岸(住吉桜尾)	港湾局
	五日市	11	2- 4 広島港海岸(美濃里)	港湾局
			2- 5 五日市漁港海岸(五日市)	水産庁
		12	2- 6 広島港海岸(五日市)	港湾局
		13		
	草津	14	2- 7 草津漁港海岸(草津)	水産庁
	観音・江波	15	2- 8 広島港海岸(南観音)	港湾局
		16		
		17	2- 9 広島港海岸(江波)	港湾局
		18	2- 10 広島港海岸(吉島)	港湾局
	出島	19	2- 11 広島港海岸(出島)	港湾局
		20		
	元宇品	21	2- 12 広島港海岸(元宇品)	港湾局
		22		
		23		
	宇品・丹那	24	2- 13 広島港海岸(宇品)	港湾局
		25		
	向洋・海田	2- 14	広島港海岸(丹那)	港湾局
		2- 15	広島港海岸(向洋)	港湾局
		2- 16	広島港海岸(船越)	港湾局
		2- 17	広島港海岸(矢野)	港湾局
	坂	27	2- 18 広島港海岸(坂)	港湾局
		28		
		29		
		30	2- 19 坂海岸(小屋浦)	水国局
	似島・金輪島	2- 20	広島港海岸(金輪島)	港湾局
		2- 21	広島港海岸(似島西)	港湾局
		2- 22	広島海岸(二階)	水国局
		2- 23	広島海岸(深浦)	水国局
		2- 24	広島港海岸(似島東)	港湾局

表 II-1-3(3) 地区海岸一覧 (江田島・能美島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
江田島・能美島	江田島 I	32	3- 1 江田島海岸(江田島秋月)	水国局
			3- 2 小用港海岸(秋月)	港湾局
		33	3- 3 小用港海岸(小用)	港湾局
	江田島 II	34	3- 4 小用港海岸(切串)	港湾局
		35	3- 5 江田島海岸(切串・幸浦)	農振局
		36	3- 6 大須港海岸(大須)	港湾局
	江田島 III	37	3- 7 江田島海岸(マゴ石・長浜)	農振局
	江田島 IV	38	3- 8 江田島海岸(津久茂)	農振局
			3- 9 津久茂港海岸(津久茂)	港湾局
			3- 10 江田島海岸(江田島津久茂宮之原)	水国局
			3- 11 世上漁港海岸(宮ノ原)	水産庁
			3- 12 江田島海岸(江田島矢の浦)	水国局
			3- 13 鷺部矢ノ浦港海岸(鷺部矢ノ浦)	港湾局
	能美・江田島	39	3- 14 江田島海岸(内海)	農振局
			3- 15 内海港海岸(飛渡瀬)	港湾局
			3- 16 江田島海岸(江田島能美中町)	水国局
	能美	40	3- 17 中田港海岸(中町)	港湾局
	能美	41	3- 18 中田港海岸(高田)	港湾局
			3- 19 江田島海岸(江田島能美遠崎)	水国局
	沖美 I	42	3- 20 沖美海岸(三吉)	水国局
			3- 21 三高港海岸(小島)	港湾局
			3- 22 三高港海岸(中ノ浜)	港湾局
			3- 23 三高港海岸(高祖)	港湾局
			3- 24 沖美海岸(高祖)	農振局
			3- 25 美能漁港海岸(美能)	水産庁
	沖美 II	44	3- 26 沖美海岸(俎)	農振局
			3- 27 鹿田港海岸(鹿田)	港湾局
			3- 28 沖美海岸(入鹿)	農振局
	45	3- 29 番漁港海岸(是長)	水産庁	
		3- 30 番漁港海岸(番)	水産庁	
		3- 31 沖美海岸(是長)	農振局	
	46	3- 32 沖美海岸(大屋)	農振局	
		3- 33 江田島海岸(江田島沖美岡大王)	水国局	
	沖美 III	47	3- 34 沖美海岸(大黒)	農振局
	能美・大柿	48	3- 35 鹿川港海岸(大矢)	港湾局
			3- 36 鹿川港海岸(文久)	港湾局
			3- 37 鹿川港海岸(鎌木)	港湾局
			3- 38 鹿川港海岸(大柿)	港湾局
			3- 39 深江漁港海岸(深江)	水産庁
			3- 40 大柿海岸(深江)	農振局
	大柿 I	49	3- 41 大柿海岸(沖野島)	農振局
		50	3- 42 大柿海岸(西部)	農振局
			3- 43 大柿海岸(南部)	農振局
	大柿 II	51	3- 44 大柿海岸(東部)	農振局
			3- 45 江田島海岸(江田島大柿大君)	水国局
	大柿 III	52	3- 46 大柿港海岸(大君)	港湾局
			3- 47 柿浦漁港海岸(柿浦)	水産庁

表Ⅱ-1-3(4) 地区海岸一覧（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
呉・倉橋島・上蒲刈島	天応・狩留賀	53	4- 1	呉海岸（天応）	水国局
		54	4- 2	大屋漁港海岸（大屋）	水産庁
		55	4- 3	呉海岸（吉浦狩留賀）	水国局
	呉港	56	4- 4	呉港海岸（吉浦）	港湾局
			4- 5	呉港海岸（川原石）	港湾局
			4- 6	呉港海岸（宝町）	港湾局
			4- 7	呉港海岸（警固屋）	港湾局
		57	4- 8	呉海岸（警固屋）	水国局
		58	4- 9	呉港海岸（阿賀（大入））	港湾局
			4- 118	呉港海岸（阿賀（阿賀マリノ））	港湾局
			4- 10	呉港海岸（阿賀（延崎））	港湾局
			4- 11	呉港海岸（広）	港湾局
			4- 12	呉港海岸（長浜）	港湾局
		59	4- 13	呉港海岸（小坪）	港湾局
			4- 14	呉海岸（仁方）	水国局
			4- 15	呉港海岸（仁方）	港湾局
	倉橋島北部	60	4- 16	情島漁港海岸（情島）	水産庁
		61	4- 17	音戸漁港海岸（鰯浜）	水産庁
			4- 18	音戸海岸（音戸）	水国局
			4- 19	音戸漁港海岸（坪井）	水産庁
			4- 20	音戸海岸（渡子）	水国局
			4- 21	田原漁港海岸（田原）	水産庁
			4- 22	音戸海岸（早瀬）	水国局
			4- 23	釣士田港海岸（早瀬）	港湾局
			4- 24	釣士田港海岸（藤ノ脇）	港湾局
		62	4- 25	釣士田港海岸（釣士田）	港湾局
			4- 26	釣士田港海岸（東宇和木）	港湾局
			4- 27	釣士田港海岸（西宇和木）	港湾局
			4- 28	釣士田港海岸（光ヶ瀬）	港湾局
			4- 29	釣士田港海岸（鳴滻）	港湾局
		63	4- 30	釣士田港海岸（重極）	港湾局
			4- 31	釣士田港海岸（重生）	港湾局
			4- 32	波多見港海岸（波多見）	港湾局
	64	4- 33	音戸海岸（波多見）	水国局	
		4- 34	奥の内港海岸（奥の内）	港湾局	
	65	4- 35	長谷漁港海岸（長谷）	水産庁	
	66	4- 36	倉橋海岸（寒那）	農振局	
		4- 37	倉橋海岸（脇田）	農振局	
		4- 38	袋の内港海岸（袋の内）	港湾局	
		4- 39	倉橋海岸（本倉井）	農振局	

表II-1-3(5) 地区海岸一覧（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管	
呉・倉橋島・上蒲刈島	倉橋島南部	67	4- 40 倉橋漁港海岸（大向）	水産庁	
			4- 41 倉橋漁港海岸（西宇土）	水産庁	
			4- 42 倉橋漁港海岸（須川）	水産庁	
			4- 43 倉橋漁港海岸（獺郷）	水産庁	
		68	4- 44 倉橋漁港海岸（本浦）	水産庁	
		69	4- 45 倉橋漁港海岸（石持）	水産庁	
			4- 46 倉橋漁港海岸（尾立）	水産庁	
			4- 47 倉橋漁港海岸（室尾）	水産庁	
			4- 48 倉橋漁港海岸（海越）	水産庁	
			4- 49 倉橋漁港海岸（鹿老渡北）	水産庁	
			4- 50 倉橋漁港海岸（鹿老渡南）	水産庁	
			4- 51 倉橋漁港海岸（矢尻）	水産庁	
			4- 52 倉橋漁港海岸（瀬戸）	水産庁	
			4- 53 倉橋漁港海岸（家之元）	水産庁	
			4- 54 倉橋漁港海岸（砧之元）	水産庁	
	4- 55 倉橋漁港海岸（宮ノ口）		水産庁		
	70		4- 56 倉橋海岸（鹿島）	農振局	
	4- 57 倉橋海岸（唐船）	農振局			
	71	4- 58 大迫港海岸（大迫）	港湾局		
	72	4- 59 倉橋海岸（大迫）	農振局		
		4- 60 倉橋海岸（亀ヶ首）	農振局		
	下蒲刈	73	4- 61 下蒲刈海岸（下蒲刈）	水国局	
			4- 62 吉悪港海岸（吉悪）	港湾局	
		74	4- 63 蒲刈港海岸（見戸代）	港湾局	
			4- 65 蒲刈港海岸（丸谷）	港湾局	
			4- 66 蒲刈港海岸（三之瀬）	港湾局	
			75	4- 67 下蒲刈海岸（小地蔵）	農振局
		4- 68 大地蔵漁港海岸（大地蔵）	水産庁		
		川尻・蒲刈	76	4- 69 蒲刈港海岸（向（南））	港湾局
				4- 70 蒲刈港海岸（向（北））	港湾局
				4- 71 蒲刈港海岸（田戸）	港湾局
	4- 72 蒲刈港海岸（宮盛）			港湾局	
	4- 73 蒲刈港海岸（大浦）			港湾局	
	4- 74 蒲刈港海岸（大浦）			農振局	
	77		4- 75 川尻港海岸（岩戸）	港湾局	
	4- 76 川尻港海岸（沖田）		港湾局		
	4- 77 川尻港海岸（森）		港湾局		
	4- 78 川尻港海岸（久俊）		港湾局		
	4- 79 川尻海岸（大才）		水国局		

表 II-1-3(6) 地区海岸一覧（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
呉・倉橋島・上蒲刈島	安浦	78	4- 80	小用港海岸（小用）
			4- 81	安浦海岸（日の浦）
			4- 82	安登海岸（久多田）
			4- 83	安浦海岸（小島）
			4- 84	安浦漁港海岸（日の浦）
			4- 85	安浦漁港海岸（水尻）
		79	4- 86	安浦漁港海岸（実成）
			4- 87	安浦漁港海岸（三津口）
	豊	80	4- 88	蒲刈海岸（長瀬黒禿）
			4- 89	蒲刈海岸（大浦）
			4- 90	原漁港海岸（原）
		81	4- 91	豊浜海岸（豊島）
			4- 92	豊島漁港海岸（代間）
		82	4- 93	豊島漁港海岸（山崎）
			4- 94	豊島漁港海岸（内浦）
		83	4- 95	豊島漁港海岸（立花）
			4- 96	豊島漁港海岸（大浜）
			4- 97	豊島漁港海岸（松山）
		84	4- 98	豊島漁港海岸（尾久比）
			4- 99	豊島漁港海岸（斎）
			4- 100	豊浜海岸（斎）
		85	4- 101	三角海岸（西浜）
			4- 102	御手洗港海岸（三角）
			4- 103	豊海岸（三角浦）
		86	4- 104	御手洗港海岸（普登）
			4- 105	御手洗港海岸（久比）
			4- 106	御手洗港海岸（小柳）
		87	4- 107	御手洗港海岸（野坂）
		88	4- 108	御手洗港海岸（平羅）
			4- 109	御手洗港海岸（大島）
			4- 110	御手洗港海岸（小島）
		89	4- 111	御手洗港海岸（内浜）
		90	4- 112	御手洗港海岸（北堀）
			4- 113	御手洗港海岸（南堀）
			4- 114	御手洗港海岸（蛭子）
		91	4- 115	豊海岸（宇留明）
			4- 116	豊海岸（豊町）
			4- 117	豊島漁港海岸（沖友）

表Ⅱ-1-3(7) 地区海岸一覧 (竹原・大崎上島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
竹原・大崎上島	大芝島	92	5- 1 安芸津海岸 (大芝)	水国局
			5- 2 大芝南漁港海岸 (大芝南)	水産庁
			5- 3 大芝北漁港海岸 (大芝北)	水産庁
	安芸津	93	5- 4 小松原海岸 (小松原)	水国局
			5- 5 大芝北漁港海岸 (小松原)	水産庁
		94	5- 6 安芸津海岸 (風早)	水国局
			5- 7 安芸津港海岸 (風早)	港湾局
			5- 8 安芸津港海岸 (雲下)	港湾局
			5- 9 安芸津港海岸 (木谷)	港湾局
		95	5- 10 安芸津海岸 (木谷)	水国局
			5- 11 安芸津海岸 (木谷)	農振局
	小泊～築地	96	5- 12 竹原海岸 (小泊)	水国局
			5- 13 竹原海岸 (曾井)	農振局
			5- 14 竹原港海岸 (沖辺)	港湾局
			5- 15 吉名漁港海岸 (吉名)	水産庁
			5- 16 竹原港海岸 (築地)	港湾局
			5- 17 竹原海岸 (築地)	農振局
			5- 18 竹原港海岸 (明神)	港湾局
	明神～忠海	97	5- 19 竹原港海岸 (的場)	港湾局
			5- 20 竹原港海岸 (高崎)	港湾局
		98	5- 21 竹原港海岸 (福田)	港湾局
			5- 22 長浜漁港海岸 (長浜)	水産庁
			5- 23 竹原海岸 (長浜)	水国局
			5- 24 忠海港海岸 (忠海)	港湾局
			99 5- 25 竹原海岸 (大久野島)	水国局
	大崎上島東部	100	5- 26 東野海岸 (外表)	水国局
		101	5- 27 木江港海岸 (岩白)	港湾局
			5- 28 木江港海岸 (大榆)	港湾局
			5- 29 木江港海岸 (木江)	港湾局
			5- 30 木江港海岸 (野賀)	港湾局
	大崎上島南部	102	5- 31 沖浦海岸 (野賀)	水国局
		103	5- 32 沖浦漁港海岸 (沖浦)	水産庁
	大崎上島西部	104	5- 33 大崎海岸 (来島)	農振局
		105	5- 34 大崎海岸 (大串)	水国局
			5- 35 大崎海岸 (外浜)	農振局
		106	5- 36 大崎海岸 (七々見)	農振局
			5- 37 大崎海岸 (七々見東)	農振局
		107	5- 38 大西港海岸 (城ヶ浜)	港湾局
			5- 39 大西港海岸 (瀬井)	港湾局
			5- 40 大西港海岸 (長松)	港湾局

表 II-1-3(8) 地区海岸一覧 (竹原・大崎上島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
竹原・大崎上島	大崎上島西部	108	5- 41	大西港海岸（長江谷）
			5- 42	大西港海岸（大西）
			5- 43	大西港海岸（刀崎）
			5- 44	大西港海岸（黒崎）
			5- 45	大西港海岸（塔之越）
			5- 46	大西港海岸（原下）
			5- 47	大西港海岸（東原下）
	大崎上島北部	109	5- 48	大西港海岸（長島東）
			5- 49	大西港海岸（長島浜）
			5- 50	大西港海岸（飛渡）
			5- 51	大西港海岸（王互）
			5- 52	大崎海岸（長島北）
	大崎上島北部	110	5- 53	東野海岸（脇の浦）
			5- 54	東野海岸（大田）
			5- 55	鰐崎港海岸（太田）
			5- 56	鰐崎港海岸（矢弓）
		111	5- 57	鰐崎港海岸（白水）
			5- 58	鰐崎港海岸（盛谷）
			5- 59	鰐崎港海岸（大琴）
		112	5- 60	鰐崎港海岸（鰐崎）
		113	5- 61	鰐崎港海岸（馬取）
			5- 62	鰐崎港海岸（貝香）
			5- 63	鰐崎港海岸（福浦）
			5- 64	鰐崎港海岸（生野）
			5- 65	鰐崎港海岸（船島）
			5- 66	鰐崎港海岸（佐組島）

表Ⅱ-1-3(9) 地区海岸一覧（尾道・因島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
尾道・因島	幸崎・須波	114	6- 1 三原海岸（久津）	水国局
			6- 2 三原海岸（大荷）	水国局
		115	6- 3 能地漁港海岸（能地）	水産庁
		116	6- 4 三原海岸（須波）	水国局
			6- 5 須波港海岸（須波）	港湾局
			6- 6 須波漁港海岸（須波）	水産庁
	糸崎港	117	6- 7 尾道糸崎港海岸（貝野）	港湾局
			6- 8 尾道糸崎港海岸（円一）	港湾局
			6- 9 尾道糸崎港海岸（三原）	港湾局
	尾道水道	118	6- 10 尾道糸崎港海岸（福地）	港湾局
			6- 11 吉和漁港海岸（吉和）	水産庁
		119	6- 12 尾道糸崎港海岸（尾道）	港湾局
		120	6- 13 尾道糸崎港海岸（山波）	港湾局
		121	6- 14 尾道糸崎港海岸（向島北）	港湾局
		122	6- 15 尾道糸崎港海岸（向東）	港湾局
	福山松永	123	6- 16 尾道糸崎港海岸（高西）	港湾局
		124	6- 17 尾道糸崎港海岸（機織）	港湾局
		124	6- 18 尾道糸崎港海岸（松永）	港湾局
		125	6- 19 尾道糸崎港海岸（柳津）	港湾局
		125	6- 20 尾道糸崎港海岸（金江藤江）	港湾局
	百島～岩子島	126	6- 21 尾道糸崎港海岸（浦崎）	港湾局
			6- 22 串浜漁港海岸（串浜）	水産庁
		127	6- 23 尾道海岸（ほうまあ）	農振局
			6- 24 尾道海岸（高松）	水国局
			6- 25 尾道海岸（浦崎高松）	農振局
			6- 26 尾道海岸（浦崎満越）	農振局
			6- 27 海老漁港海岸（海老）	水産庁
			6- 28 尾道海岸（浦崎新田）	農振局
			6- 29 尾道海岸（浦崎）	水国局
		128	6- 30 尾道海岸（吉ノ浜）	農振局
			6- 31 泊漁港海岸（吉ノ浜）	農振局
			6- 32 泊漁港海岸（泊）	水産庁
			6- 33 尾道海岸（泊）	水国局
			6- 34 尾道海岸（水の浜）	農振局
			6- 35 尾道海岸（海老呑）	農振局
		129	6- 36 福田港海岸（波戸）	港湾局
			6- 37 福田港海岸（福田）	港湾局
		130	6- 38 向東海岸（加島北）	農振局
		131	6- 39 向東海岸（古江浜）	農振局
			6- 40 向東海岸（小水）	農振局
			6- 41 大町漁港海岸（大町）	水産庁
			6- 42 尾道海岸（大町）	水国局

表 II-1-3(10) 地区海岸一覧（尾道・因島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
尾道・因島	百島～岩子島	132	6- 43 向島海岸（稻積）	農振局
			6- 44 干汐漁港海岸（稻積）	農振局
			6- 45 干汐漁港海岸（干汐）	水産庁
			6- 46 向島海岸（立花）	水国局
			6- 47 立花漁港海岸（立花）	水産庁
			6- 48 向島海岸（向島）	水国局
		133	6- 49 尾道糸崎港海岸（向島西）	港湾局
		134	6- 50 尾道糸崎港海岸（岩子）	港湾局
			6- 51 尾道糸崎港海岸（船越）	農振局
			6- 52 向島海岸（池ノ浦）	農振局
			6- 53 向島海岸（団子石）	農振局
			6- 54 向島海岸（浜ノ浦）	農振局
	因島東部	135	6- 55 因島海岸（深浦大浜）	水国局
			6- 56 因島海岸（深浦）	農振局
			6- 57 因島海岸（三池）	農振局
			6- 58 因島海岸（相川）	農振局
		136	6- 59 中浜港海岸（大浜）	港湾局
			6- 60 中浜港海岸（中庄）	港湾局
			6- 61 中浜港海岸（外浦）	農振局
			6- 62 鏡浦漁港海岸（鏡浦）	水産庁
		137	6- 63 榛浦港海岸（榛浦）	港湾局
			6- 64 土生港海岸（三庄）	港湾局
		138	6- 65 土生港海岸（小用）	港湾局
	因島西部	139	6- 66 重井港海岸（細島）	港湾局
			6- 67 因島海岸（細島西）	農振局
			6- 68 因島海岸（細島）	農振局
			6- 69 因島海岸（細島東）	農振局
		140	6- 70 土生港海岸（土生）	港湾局
			6- 71 因島海岸（竹長）	水国局
			6- 72 因島海岸（重井）	水国局
			6- 73 西浦漁港海岸（西浦）	水産庁
		141	6- 74 重井港海岸（西浜）	港湾局
			6- 75 重井港海岸（伊浜西）	港湾局
			6- 76 重井港海岸（馬神・宮沖）	農振局
			6- 77 重井港海岸（伊浜東）	港湾局
	生口島東部	141	6- 78 瀬戸田港海岸（中野）	港湾局
			6- 79 瀬戸田海岸（名荷）	水国局
			6- 80 瀬戸田海岸（西浦坂田）	水国局
			6- 81 因島海岸（田嵐）	水国局
		142	6- 82 生口港海岸（原）	港湾局
		142	6- 83 生口港海岸（波止岡）	港湾局

表 II-1-3(11) 地区海岸一覧（尾道・因島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
尾道・因島	生口島西部	143	6- 84 生口港海岸（御寺）	港湾局
			6- 85 生口港海岸（宮原）	港湾局
			6- 86 生口港海岸（泊）	港湾局
			6- 87 生口港海岸（田高根）	港湾局
		144	6- 88 瀬戸田海岸（垂水早瀬）	農振局
			6- 89 瀬戸田港海岸（垂水）	港湾局
			6- 90 瀬戸田港海岸（福田）	港湾局
	高根島・佐木島	145	6- 91 瀬戸田港海岸（高根）	港湾局
			6- 92 瀬戸田海岸（高根）	農振局
		146	6- 93 佐木港海岸（須ノ上）	港湾局
			6- 94 鷺浦海岸（黒浜）	農振局
			6- 95 瀬戸田港海岸（向田）	港湾局
			6- 96 鷺浦海岸（長岩）	農振局
			6- 97 鷺浦海岸（麦焼布袋岩）	農振局
			6- 98 佐木港海岸（須波）	港湾局
		147	6- 99 佐木港海岸（大野浦）	農振局
			6- 100 佐木港海岸（小佐木）	港湾局
			6- 101 佐木港海岸（小佐木）	農振局
			6- 102 小佐木海岸（北浦）	農振局

表 II-1-3(12) 地区海岸一覧（福山・内海ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
福山・内海	福山	148	7- 1 福山港海岸（野の浜）	港湾局
			7- 2 福山港海岸（沖浦）	港湾局
		149	7- 3 福山港海岸（手城）	港湾局
		150	7- 4 福山港海岸（一文字）	港湾局
	田尻・鞆	151	7- 5 福山漁港海岸（水呑）	水産庁
			7- 6 福山港海岸（田尻）	港湾局
			7- 7 福山漁港海岸（田尻）	水産庁
		152	7- 8 福山港海岸（みゆき）	港湾局
			7- 9 福山港海岸（江の浦）	港湾局
			7- 10 平漁港海岸（平）	水産庁
			7- 11 福山海岸（室浜）	水国局
	走島	153	7- 12 走漁港海岸（唐船）	水産庁
			7- 13 福山海岸（本浦）	水国局
		154	7- 14 走漁港海岸（浦友）	水産庁
			7- 15 走漁港海岸（本浦）	水産庁
	沼隈	155	7- 16 阿伏兎港海岸（能登原）	港湾局
			7- 17 千年港海岸（桜）	港湾局
			7- 18 千年港海岸（岩船）	港湾局
			7- 19 千年港海岸（草深）	農振局
			7- 20 千年港海岸（敷名）	港湾局
			7- 21 千年港海岸（常石）	港湾局
		156	7- 22 内海海岸（馬場崎）	水国局
	内海	157	7- 23 箱崎漁港海岸（箱崎）	水産庁
			7- 24 箱崎漁港海岸（小用地）	水産庁
			7- 25 内海海岸（大畠）	水国局
		158	7- 26 横田漁港海岸（南）	水産庁
			7- 27 横田漁港海岸（家廻）	水産庁
			7- 28 横田漁港海岸（入双）	水産庁
			7- 29 内海海岸（小坊志）	水国局
		159	7- 30 内海海岸（グイビ）	水国局
			7- 31 内海海岸（横山）	農振局
			7- 32 内海海岸（横島）	水国局
	160	7- 33	内海海岸（新道）	水国局
		7- 34	横田港海岸（横島）	港湾局
		7- 35	横田港海岸（町）	港湾局
		7- 36	横田港海岸（大浦）	港湾局
	161	7- 37	箱崎漁港海岸（釜屋）	水産庁
		7- 38	箱崎漁港海岸（内浦）	水産庁
	162	7- 39	箱崎漁港海岸（寺山）	水産庁
		7- 40	箱崎漁港海岸（阿伏兎）	水産庁





図 I-1-2(2) 広島ゾーン

凡 例

—	水管局・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管局・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農援局海岸保全区域
—	農援局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
—	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域



地区海岸位置図

S=1:50,000



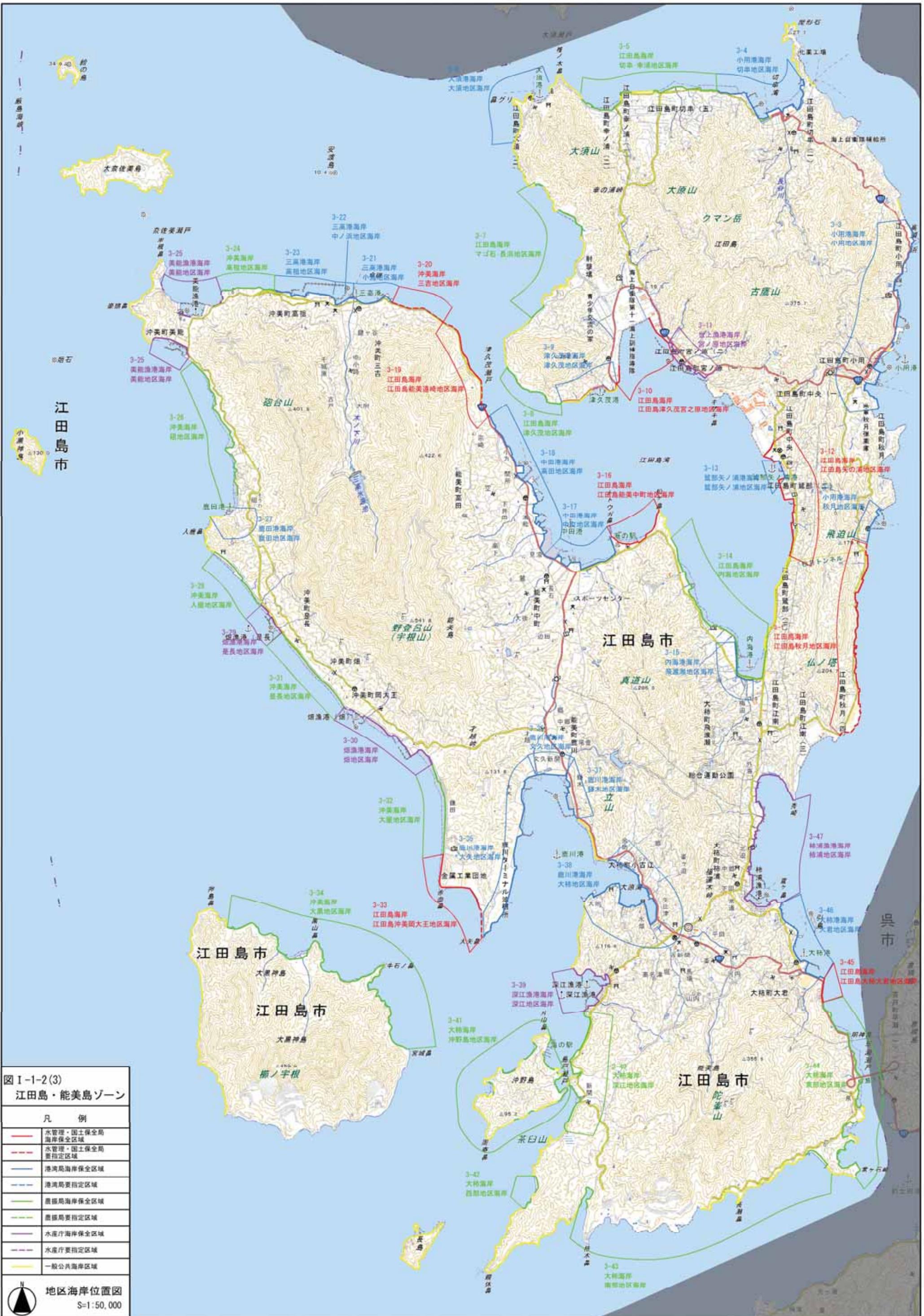
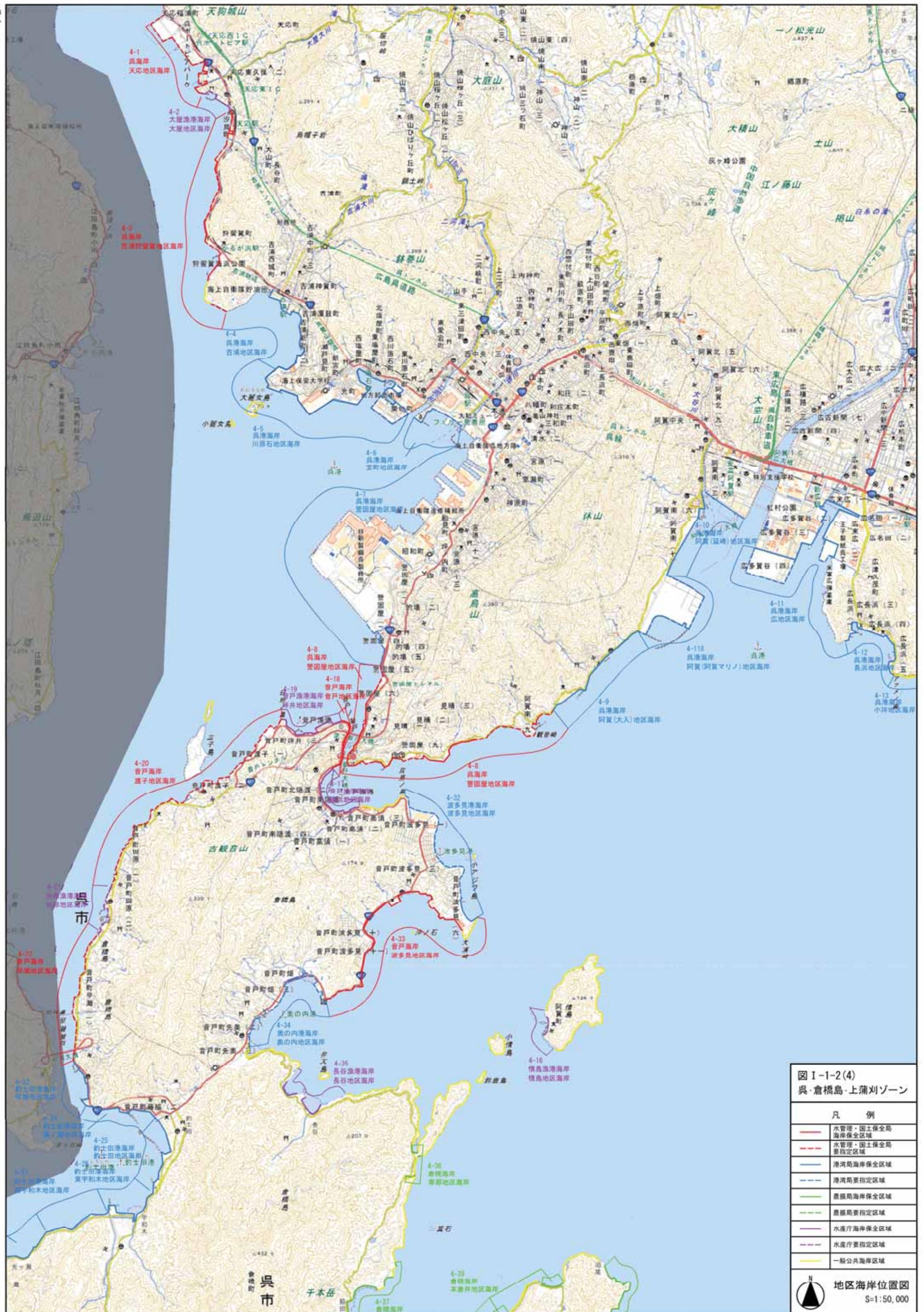
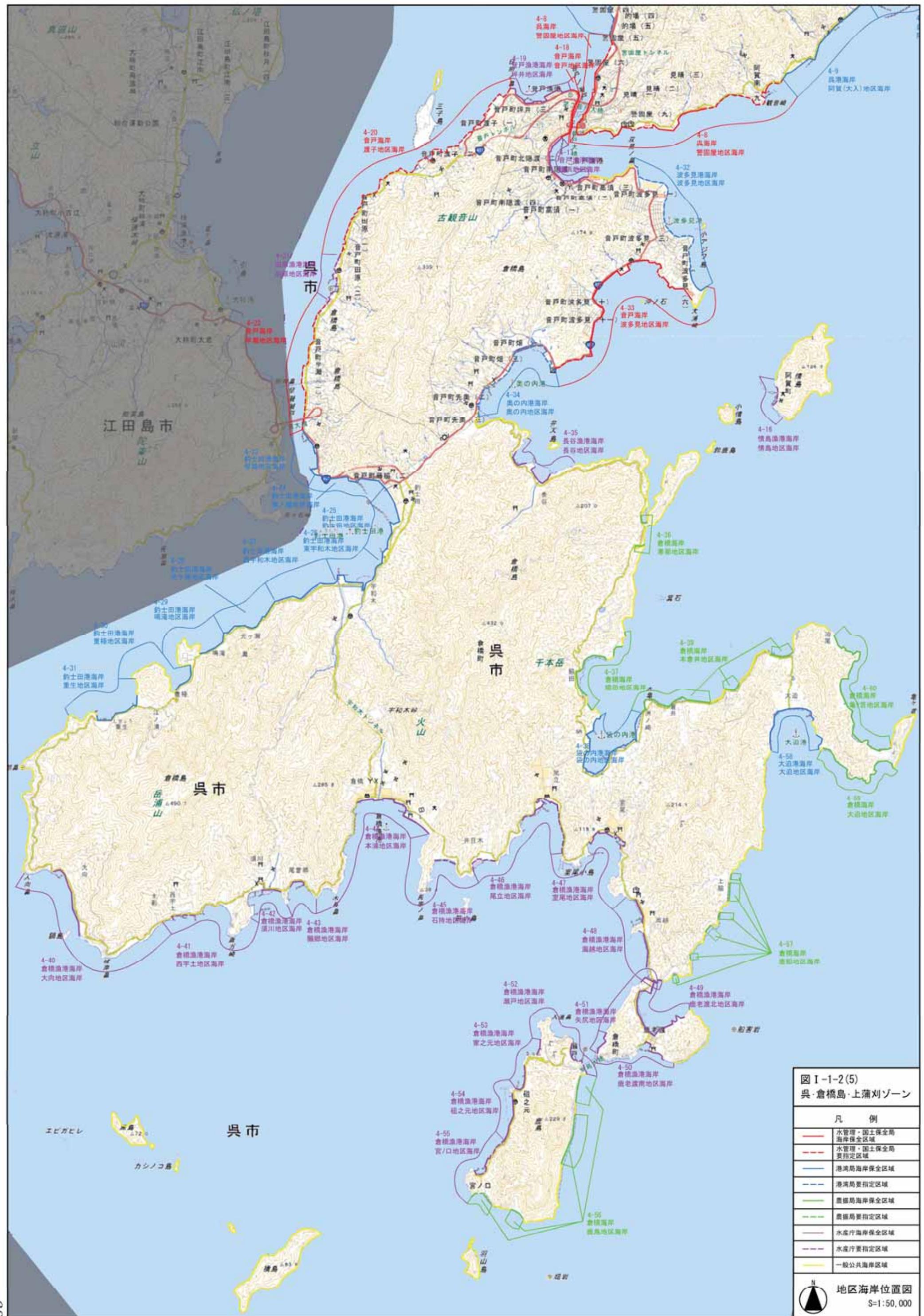


図 I-1-2(3)

凡例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	震振局海岸保全区域
- - -	震振局要指定区域
—	水产厅海岸保全区域
- - -	水产厅要指定区域
—	一般公共海岸区域

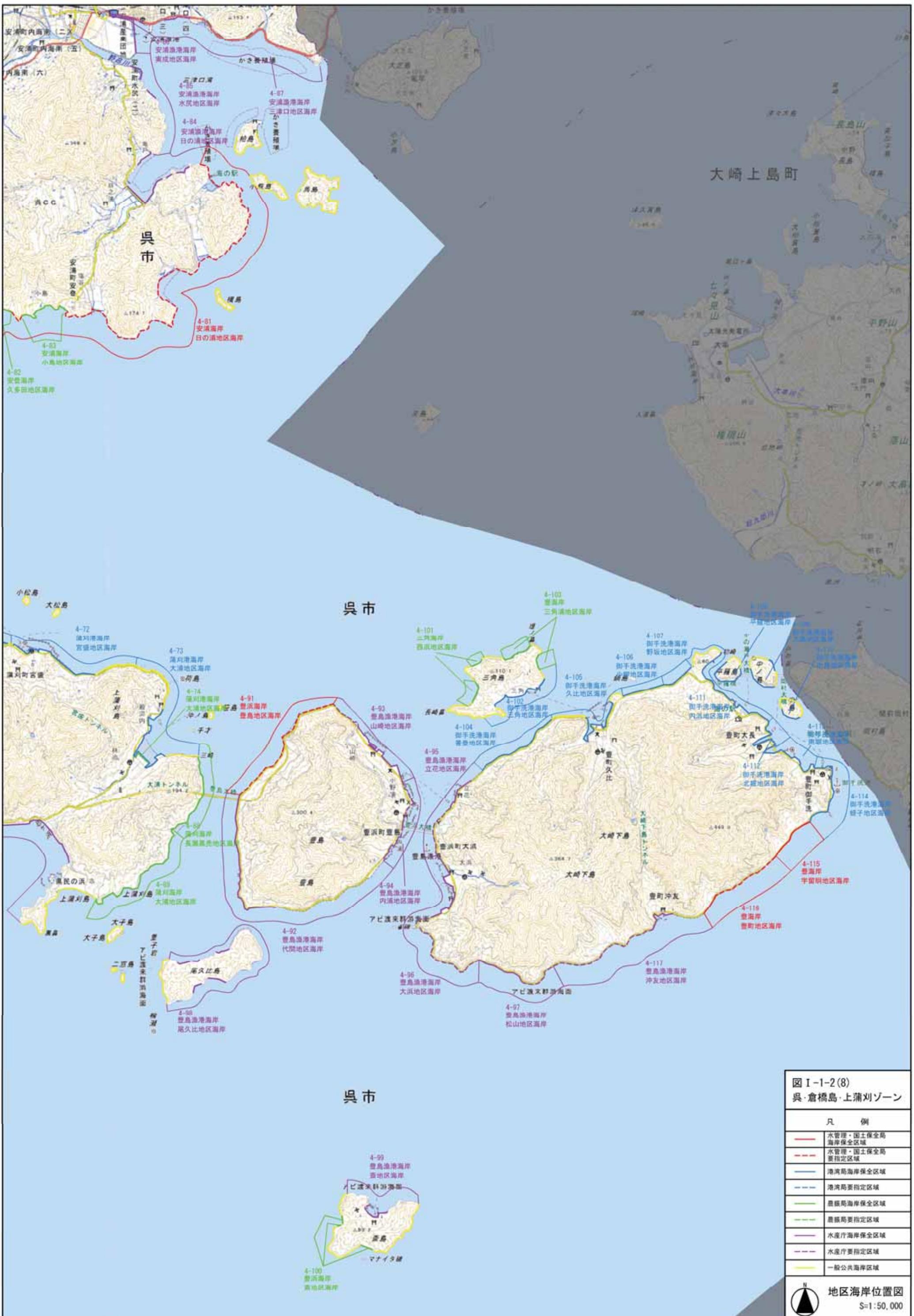
地区海岸位置図
S=1:50,000











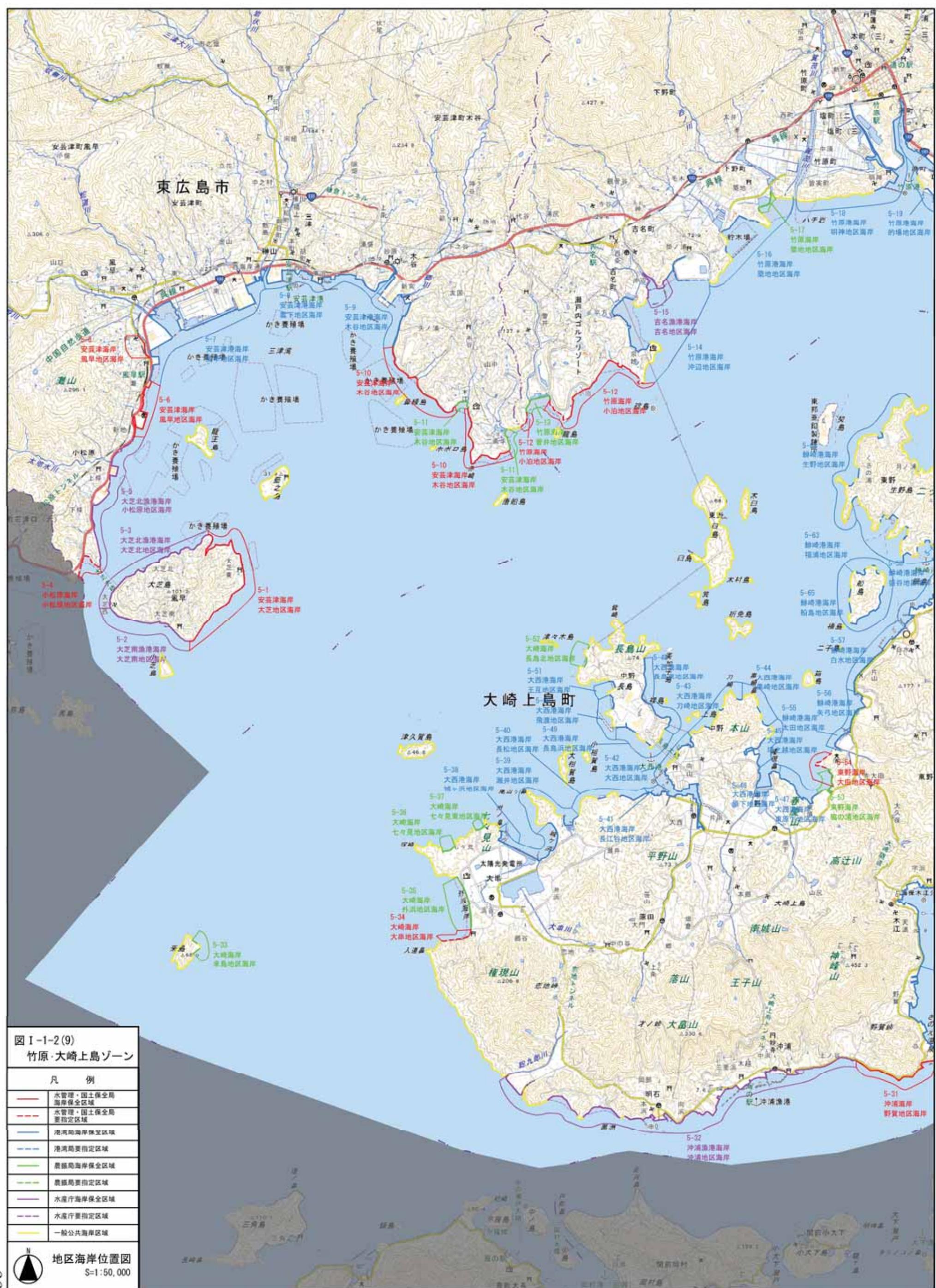


図 I-1-2(9)

竹原・大崎上島ゾーン

凡例	
———	水管理・国土保全局 海岸保全区域
-----	水管理・国土保全局 重要指定区域
———	港湾局海岸保全区域
-----	港湾局重要指定区域
———	農振局海岸保全区域
-----	農振局重要指定区域
———	水產廳海岸保全區域
-----	水產廳重要指定区域
———	一般公共海灘名稱

地区海岸位置図
S=1:50,000

